羅馬法/渡邊安積(講義); 山口正毅(編輯) (英吉利法律講義録(1886(明治 19)年度 第 1 年級))

この PDF ファイルは、英吉利法律講義録 (1886 (明治 19) 年度 第 1 年級) (原装本デジタル・データ) から、羅馬 法の部分を抽出して編集したものである。

2015 年 7 月 中央大学大学史資料課

爽

吉

利

法

律

ヺ

學

フ

學

校

-

羅

馬

法

1

講

義

チ

為

ス

11

小

3

11

區

域

1

外

テい

出

テ

双

12

如

丰

思

ヺ

為

ス

E

1

P

ラ

1

現

=

此

與

核

チ

創

V.

ス

ル

際

=

モ

本

校

羅 馬

法

法 校 學 友 渡 Ш 邊

安 E

毅 積

編

輯

講

義

五十七

羅馬法

テ

E

羅

馬

法

チ

學

フ

77

落

力

ラ

1

1

1

評

議

P

1)

テ

前

學

年

1

华

途

3

1)

羅

馬

ナ

12

ヲ

最

モ

便

捷

1

ス

此

等

種

H

1

點

E

1)

考

~ 英

古

利

法

律

チ

學

フ

學

校

基

礎

1-

ス

12

所

1

111

ナ

ラ

ズ

法

律

變

遷

1

次

第

抔

11

羅

馬

法

=

據

1)

テ

之

チ

詩

1

科

チ

加

~

サ

1)

丰

然

V

1

E

法

律

全

体

1

事

柄

チ

研

究

=/

又

共

全

休

チ

品

别

ス

12

方

法

其

他

法

律

1

用

語

等

1

如

丰

51

佛

蘭

四

獨

Z

等

歐

州

大

陸

1

法

制

1

チ

穀

授

ス

12

=

及

11

ス

1.

1

論

盛

+

1)

3/

力

11

創

N.

1

當

分

11

科

目

=

羅

馬

法

11

英

古

利

法

律

チ

主

1

ス

ル

1

~ 羅

馬

法

1

如

丰

古

昔

1

旣

=

死

=/

双

12

法

律

大 大 概 錄 ラ + ナ 法 -1 7 ナ 學 法 學 就 ナ 略 = チ -1) 2 1 丰 1) 1 揭 = == 典 = 3 ヌ = P 講 在 載 别 此 -P 科 12 ル =/ 5 究 學 和 オ 12 テ # 1 =/ チ 7 廿 是 法 年 不 加 1 1 七 2 × 1. > 學 完 総 サ 十 3 1) ナ I 双 7 1 論 羅 生 E 全 m 1) 10 1) W 12 馬 氏 丈 大 是 + 1 ケ 1 3/ 20 T 學 1 唯 法 余 +-E 12 æ テ 1-V 註 华 滥 科 1 1 1) 3 チ 力 E 11 學 此 科 此 途 解 外 谷 1 妙 ナ ナ 學 君 法 目 チ 1 フ チ 3 V 7 V 設 科 F 1 1 === 中 1) 3 =/ 1) 詩 淮 好 ** チ 講 固 3/ 1 4 11 左 機 義 義 谷 ラ 至 之 受 子 3 ヌ 君 會 テ 持 12 チ 1) P 也 v =/ 1 之 暗 加 是 ラ 余 ス 1 ツ B E , 思 子 其 3/ = = 12 === チ V + 譜 1 時 + T テ 1) E 1 y æ ---P 義 不 雖 羅 総 羅 力 ル 11 1 1 ナ 肖 幸 馬 論 7 B 馬 1) ナ =/ 11 法 It. ナ 法 1 = = =/ V 1 サ 大 學 チ 71 1 23 3 11 1 二 V 是 領 体 年 ラ 講 昨 1-ナ 3 1. 親 非 11 其 義 年 æ 解 1 1 7 p 氏 囑 to 旣 半 1 余 E ~ ス 子 =/ 托 囑 秋 " カ ナ ラ 至 1 = チ 14 講 托 東 先 曾 + 1) 4" = ----ル = 義 應 京 生 テ p 也 テ P E T

羅馬法

故 + # 購 語 11 チ 27 to 7 7 =/ 殘 明 讀 讀 1) 1) 100 1) == 始 又 1 得 法 余 詳 念 其 1 to 就 テ × 書 志 氏 + 中 21 羅 ナ 12-= テ 1 之 物 林 1 根 馬 少 ~ 1) = n 羅 據 四 法 至 印 チ + 20 = =/ 12 馬 册 究 投 本 ラ 1 チ テ V " 抔 余 校 七 法 書 サ 1 × 羅 11 云 =/ 1 初 馬 直 力 ラ ナ + 書 n 双 1 毅 北 大 法 小 = 書 ル 1 V 纳 双 學 科 書 縮 原 1 欲 ナ チ タ 1 ル 書 研 書 書 條 -1) かは = 12 3 也 書 物 究 羅 章 該 テ = B === 1 11 物 2 馬 就 書 E 1 チ 势 ス ル 1 稀 學 適 繙 法 丰 索 6 E = 双 12 = 年 當 研 引 1 丰 1 1 ١١ 日 =/ H 間 フ、 計 究 古 不 耳 ナ 1 チ 1 デ 講 出 付 代 充 曼 義 ル ナ H チ 偶 分 ナ 版 得 =/ 子 1 1 1 11 ル 在 即 羅 ナ 書 3 ラ せ チ P 7 3 得 馬 物 V 其 12 7 =/ V ン カ 1) 由 人 ラ E カ 書 p チ 1 丰 12 11 羅 余 諸 涉 簡 1 其 = 1 1 1 -漸 馬 單 便 君 書 ナ 獵 際 11 據 テ 未 西 1) 法 11 P ナ 困 = 丰 也 1) 集 之 11 1) 金 1 サ ル 却 =/ 3 3 鉄 近 持 大 -17 チ 利 テ 12 12 七 12 獲 次 羅 体 北 來 可 テ " 18 =/ E 郎 A 7 廿 此 甸 ナ = 1 1 止 英 1 君 語 講 ル デ 11 ス

-

四十

余 費 册 本 固 ル カ 1 1) 12 ナ E 昨 出 カ 子 講 意 草 リナ 3 コ = 3 疾 稿 年 版 其 ス 1 = 17 V 1-12 見 秋 1 成 沿 P チ チ 1-12 12 カ 寫 蒐 療 書 革 ラ テ 1) == チ ル 此 最 得 集 養 店 x Æ ス = ダ チ 書 中 究 サ 原 足 1 不 3 王 3/ ル T 途 利 書 為 完 ラ 1) カ 12 -4 V 盆 請 全 サ 册 × 3 ル -1 -王 鄉 求 讀 ~ ル 1) = 1 X 1 = 善 羅 書 里 講 # 3/ 七 テ ス =/ 211 馬 丰 義 财 物 ラ 玉 12 1 7 == 水 書 法 工 東 歸 產 1 所 女 チ 21 V 物 京 辞 1 相 1 ~ 1) 1 ス 1 =/ ナッ 之 續 蒞 法 山 發〇 1 = E ē 1 刑 送 羅 律 閉 1 達○ チ -A チ 1 登 以 付 法 馬 1 チ ル ガ Y =/ 訴 得 沿〇 テ 1) 法 ス =/ 力 1 N 3 此 革つ 河 +-訟 1 B P チ 工 1 12 手 敎 要 === チ = v ~ ナ ル T = 摥 漁 續 領 知 11 ナ U , ス P ラ 書 1 過 = ス × 1) 11 ナ 部 ル 1 店 其 其 事 12 知 記 = = テ 丰 ス テ 之 講 1 儘 後 ラ チ 11 3/ B V 講 傍 滴 義 チ 草 記 テ -サ 12 11 義 出 ラ 稿 載 彼 時 當 ナ =/ ル 王 to 版 散 1 間 ナ 12 テ 11 七 ~ 1 1 逸 置 羅 打 ラ =/ ナ =/ + 11 ナ カ 是 馬 藥 1 多 余 又 =/ 丰 固 ナ =/ 然 法 思 1) ダ テ " 1 =/ 3

29

1

今

少

=/

簡

單

+

11

1

H

IL

15

7

ツ

4

1

4

7

1

T

I

1

書

=

依

2

1)

余

11

先

V

1

余

11

他

書

===

據

1)

之

チ

取

調

~

3

外

即

子

V

19

少

12

デ

1

1

T

1

La

1

ti

12

カ

ナ

知

ラ

サ

ル

回

ラ

ス

然

12

4

此

書

-

25

斯

2

2

如

丰

7

1

41

記

載

=/

P

5

ツ

是

+

1)

掩

言

ナ

V

10

羅

馬

法

1

如

何

2/

テ

Ш

來

如

何

3/

テ

今

H

V

テ

傳

1)

3

日

第

+

九

世

紀

V

テ

如

何

ナ

12

盛

衰

消

長

P

ル

P

チ

知

ラ

#

N

可

7

サ

n

I

1-

diline di pi

然

R

===

之

テ

講

ス

12

前

=

-

言

ス

~

丰

11

羅

馬

法

1

身

体

-

關

也

ス

3/

テ

北

9

今

學 ナ = = 年 此 P 7 1 書 11 7 35 此 1 11 教 書 學 先 科 羅 = フ 書 馬 依 = 及 法 1) E 之 1 デ 11 羅 盛 # = 馬 据 大 n 法 1) チ + チ タ 極 - 1) 講 ル 斯 × £ 究 久 1 1 12 也 女11 + 3 1 13 V 1. 1 沿 11 丰 欲 革 か 書 ス 1 子 丰 知 P 双 12 12 又 E チ = 1 學 便 = 利 45 ~ 3/ ナ テ 7/1 4 4 ル 7 + P 4 ス ~ ナ

此 事 ナ 略 述 =/ 妖 ル 後 羅 馬 法 7 体 = 移

羅

馬

法

1

根

源

及

共

變

遷

チ

講

究

ス

N

=

15

歷

史

家

7

12

1

7

羅馬法

ブボンスノ始メテ創

定

K

チ

子

**Comitia. 古 羅 第 Patricians. 法 馬 リ 最

王 羅 1 1) =/ 馬 A 1 B 第 第 第 撰 民 第 11 12 第 學 建 羅 H 四 方 3 期 及 域 馬 期 期 期 法 1) 撰 E 後 1 = 期 學 數 最 + 羅 倣 1 3/ =/ 發 自 = 馬 古 1 七 七 E 百 羅 年 銅 建 之 議 丰 ラ 4 H H. 憲 馬 表 或 1 ラ チ ス v 3 + 間 建 終 法 ス 四 1) 3 3 12 年 或 有 大 處 身 3 P 1) 1) 限 = + 期 其 3 1) , V =/ 1) 君 法 位 1 17 =7 + 七 === 四 主 + 鍋 LI LI 律 == 4 # D 百 政 表 别 在 ス 1 チ 1 Ŧi. 銅 世 制 制 体 ス チ 交 12 + 表 定 = = 12 可 E -1 年. 1 至 1 2. ヺ 3/ P ス =/ 時 Ly 時 便 1 テ ル 1 1 12 洪 テ = 利 1 = ナ コ 1 建 至 君 君 世 至 ラ 1-1 國 主 主 12 12 ナ == ス 小性 後 國コミシア 即 1 チ 至 1 Ξ 耶 111 外 V n 百 蘇 1 = ッ = 年 紀 權 元 丰 至 1 兀 老 ス = 4 12 間 前 院 属 1 稱 七 7 ス

六

馬羅法

當 然 後 織 分 1-建 政 チ 也 = 对 負 於 年 ナ 稱 權 チ 國 -1) ル 12 應 擔 部 3 = 25 テ == 12 1 チ コ 及 家 初 有 A 3 =/ # 民 ヺ 力 1 舊 族 Ξ 民 テ 政 E 年 =/ 1 11 チ 百 之 治 羅 得 政 來 1 11 F." == 又 組せる 1 馬 長 必 在 チ 1 P 權 计 ル 權 ス 羅 チ = 人 1 4 テ ル T to 以 此 分 羅 1 馬 利 與 1 1 ナ、 1 テと Ξ 馬 = 共 " = 112 = 12 双 4 國コン 貴小 族 與 族 城 各 == ナ 工 12 3 會多 組 1) = 族 チ 郭 = ラ ル 1) 1 チキュ P 属 = > 貴 外 1 族 ス 1 P チ 構プ 3 限 得 族 長 七 國 1 ス = P 1 王 住 成 會 1) チ + 1. =/ 1) ス 以 稱 11: 3 居 1 ス E ラ 7 =/ == 他 五 世 此 テ 1 ス 雕 也 入 4 元 征 年 12 1 = 民 ナ ル 子 12 階 老 A 毎 至 權 服 1) ス ラ 7 院 1 民 級 而 = 1) 11 七 テ 1-チ ン 1 耳 平 판 之 11 -ラ 3 チ 人 1 品 籍 議 テ 元 民 チ V E 「ス、」 別 種 官 ナ 享 此 得 老 王 3 調 貴 = 院 =/ 有 チ = 12 # 國 查 族 充 族 議 人 征 12 1) to 會 =/ 1 1) 民 服 テ チ R 官 =/ Ξ 人 同 谷 ナ チ B = =/ 七 K 平プレ 組 + 於 2 1) 1) 1) 双 部学 民艺 1 僧 租 チ テ 1) 1 貧 組 谷 稅 是 = 7 倨 ナ

+

級 撰 與 此 -建 百 1) n チ チ A 國 Fi. 壓 頃 ナ 1 以 =1 ス 箇 后 共 言 + 但 1 1 1) 倒 12 = 統 年 3 和 " P 9 1 3/ 11 E ス 費 百 傳 權 領 政 1 及 1 = n 1 至 族 四 体 1 1 1 チ 7 フ -置 + 授 1) 有 1 勢 1 1 云 V 也 票 四 世 內 + 世 1 平 P ナ -1 7 權 年 = 此 3 テ モ 民 1 12 チ 於 雖 國 其 チ = 1 1) 颐 1 3 有 貴 之 事 王 後 テ 命 1) 17 ツ 族 世 大 チ 3 チ チ 1 22 ラ =/ 撰 逐 僧 1 統 = 於 及 ス テ 1 势 扳 遺 字 IE 此 階 E テ V F. 君 存 カ ナ 七 200 挪 11 兩 級 7 是 主 族 12 ス ブ 定 .10 =/ 1 1 政 依 ナ 1) E 4 n 1 3/ 國 ス 要 体 1) 間 然 11: P 2 王 會 チ 國 ス 任 子 3 12 1 ス = 1 認 法 會 廢 期 盐 不 210 =/ 設 3 律 チ テ =/ E テ X 和 P 平 稱 共 稀 11 强 1) 1) -ナ 民 =/ 羅 年 和 盛 ナ P 生 テ 1 テ 政 馬 チ 平 1) 1-ス 3/ F 体 之 極 1 民 7 逐 3/ 3 最 ナ = 毎 ヺ y -1) = E 終 起 編 徃 政 年 =/ 1 建 篡 之 2 k 務 P 役 國 =/ 王 平 七 員 後 -步 冬 1 屯 民 參 改 19 タ 及 チ

A

羅馬法

權 撰 貴 决 ス 至 六 1 1 ラ " 族 藝 權 任 1) 沙. ス " ナ ラ 3 逐 4 ラ 健 察 13 ナ =/ 12 1 A + 得 用 專 民 共 4 = T 1 1: 盐 ラ 著 1 (10) 他 + =/ ス 7 B F. ツ 是 貴 名 爭 銅 公 テ 19 -7 21 ラ 表 安 1 之 之 族 ナ 此 ナ チ E 1 倘 民 ス 头 1 = 1) チ IV 外。 + 關 1 無 F 厭 會 水 1 1 プ = 7 結 稱 効 抑 1 ス -25 V 銅 於 1 テ ル لنا 7. 1 = 3 民 表 解 事 1 抵 1) テ 12 ス チ =/ 平 3 職 抗 チ 務 1 民 以 B 12 法 ナ 編 ス ヲ 會 3/ 民 == 25 テ 纂 之 11 掌 元 3 1 = 11: テ 21 ツ 統 稱 於 平 ス 力 + 搜 1) チ ライ 為 票 領 ス テ 民 N A 12 充 75 及 2 1 1 × V 1 " E" 權 權 民 元 1 = 压 12 =1 -建 久 老 1 利 チ 7 -/ 有 為 院 ナ 國 7 =/ チ 後 得 保 3/ 1 × カ 補 V 第 若 决 護 ラ === 12 助 17 = 法 議 ス 所 =/ ス チ 葢 百 右 律 1 3 チ 12 為 此 役 年. 1 チ テ 馬交 3 ス 法 發 發 壁 2 員 = 1 E 律 終 識 議 3 1 P 111 チ 廢 堂 チ 1) 17 チ 大 チ =

れ

編

-

棄

1

1

12

1

可

=/

纂 和 × 1 示 m 元 制 1 ツ 以 羅 權 + =/ 老 或 1) 1 =/ =/ 3/ ツ 馬 利 院 1 此 1 1 ヌ テ テ X 丰 之 國 1) 之 爲 委 P 1 チ ル = スト 保 意 內 所 員 於 チ 1 ナ × せい 谷 護 云 + 公 = 以 1 テ == 1 7 7 復 出 市 3/ 法 21 呼 ni ス フ === 當 律 府 貴 此 1 命 及 テ 决 3 Fr. 族 時 法 = 或 板 次 又 =/. チ ス 6 存 チ 現 律 編 其 面 年 ル n 11 及 ス 之 16 成 + 他 =/ = E -ル チ 行 1 テ 紀 或 鐫 E 以 1 12 チ ス 洪 ナ 區 市 調 會 兀 11 刻 或 デ 12 K 可 前 府 1) V 查 ---3 會 更 1 法 傳 1 於 四 B 法 全 = =/ = = 權 慣 權 百 ル テ 庭 於 V. 派 -又 法 習 認 Ti 遣 云 チ 1 表 ナ 12 テ 濫 律 ナ 印 與 + 3/ フ 委 最 ナ E 用 羅 舉 增 テ チ 1 員 正 ~ 七 明 华 有 馬 ケ ス A 肅 加 ダ 1 ス 文 名 ル テ = 3 + 目 1) ル = =/ 之 コ = 者 此 + 認 1 1) 名 = 又 揭 名 1 法 \equiv チ ナ 役 角蜀 可 1) ナ 7 ケ 員 1 名 _ 律 V 1) V =/ 1 得 役 國 谷 チ 1 11 易 云 11 ヌ 3 法 1 員 サ 時 先 研 委 + フ = ル 殊 究 員 ラ 因 塲 此 " チ = -E 撰 歸 之 法 + 也 チ =/ = 所 1 テ 平 チ 律 表 = ッ せ × = ナ E/ 民 共 1) 3/ 且 法 揭 1) チ × " 11

+

門十六

此

表

キスデ = P 1 七 帝 ムブイラリスト 1 時 = 至 12 T デ E 數 稱 百 1 年 南 1 × 間 テ 羅 優 馬 等 私 ナ 法 12 1 勢 柱 11 礎 チ タ 有 1) =/ 3/ 3 E

十二銅表,傳來

少 チ 明 16 1 第 1 考 ボ ナ 7" 遺物ト 1 證 1) 1 然 1 ル人 ル 期 K . 图 ル ス 及 4 ル 77 者 = + 6 今 羅 51 1 -女" せ 日 馬 推 銅 1 1 = ナ 測 表 至 侵 " 2 1 3 = 略 ソ ス テ 依テ 1) 1 1 3/ 7 双 1 =/ デ 僅 又 散 セ フ === 12 人 邈 其 後 H p 1 大 1 再 -=/

班

チ

知

12

=

過

+

ス

此

銅

表

1

テ

洪

全

部

ナ

親

7

I

1

チ

得

ズ

E

之

チ

拾

收

=/

3

ル

3

1

14

傳

1

功

大

+

=

居

1)

近

世

=

於

テ

法

律

28

水

唯

僅

記

=

擴張の問題を

H

+

年

3

1)

同

百

年

T

テ

建

國

後

三

百

年

3

1)

バ

百

H

+

時

=

至

12

即

耶

蘇

紀

兀

前

四

百

=

之

=

力

チ

致

=/

ダ

1)

世

羅馬法

A)-

羅

馬

領

地

1

+

四十七

Y

ス

チ

1

ナ

1)

移 利 此 馬 平 ラ =/ ---1 プ. -住 頃 附 及 及 民 テ 11 3 V 希 外 属 E -Co 1) 3 =/ E 11 臘 派 貴 國 同 テ 逐 ル テ タ ~ 人 盟 是 人 遣 地 族 18 12 = = 等 羅 貴 不 方 1 國 所 ス 1 3/ 馬 族 地 1 + セ 殖 民 1 3 14 民 羅 位 地 1 1 F 1 ナ 1) 12 畫 馬 方 故 P せ 結 變 奉 = 1) 立 1 12 爾 婚 行 人 3 11 = 遷 都 此 地 民 テ E 3 ナ 1 4 1) 82 方 支 1 北 チ テ 12 1 12 配 隷 20 羅 部 P 1 = = 馬 地 11 属 權 テ ナ V 12 3/ 屈 受 自 A 1 70 元 1 チ テ ス 7 チ 老 3 ナ 15 ラ か 北 擁 征 郧 Ш 義 1) 1) 17 B 部 會 麓 服 官 1) + = P ス 伊 = 此 地 1 元 ナ 3 12 其 多 至 地 11 老 = 他 ナ 12 サ 利 北 院 過 方 羅 所 12 12 1 即 馬 部 行 F + 官 チ F 70. フる 現 人 及 政 ナ # ナ テ 吏 今 官 1 1 21 1) 7 D 6 V 1 其 稱 所 チ 1) J' =/ 任 20 蒞 他 有 但 1 有 ス ス 1 南 南 此 1 1 3/ = =/ 12 12 部 征 餏 部 第 1 14 歸 1 P 然 種 伊 ル 3/ 服 權 11 7 多 單 期 1 稱 羅 39 七 1 ナ

十二

得

タ

V

11

兩

族

1

問

殆

1

1-

差

等

ナ

+

-

至

V

1)

然

n

=

跟

事

=

動

功

P

1)

3

羅馬法

判 下 樣 元 1 11 B 3 n 7 等 老 權 權 人 相 1) P 1) 111 撰 當 議 宣 1 議 1 チ 17 =/ 官 戰 官 官 或 子 有 任 1 P + 事 媾 憲 チ 吏 孫 21 ス ナ 七 指 故 五 和 ナ 1 ル 11 7 名 撰 年 變 É ア 1 チ 1 權 每 慣 织 ス 任 更 n I 常 上 習 = =/ 1) 12 = 改 等 1 法 A P P 1 チ 撰 權 律 官 生 ラ = B 吏 國 優 ス 1 サ 21 =/ 始 撰 議 會 ル 1) V 又 任 7 × 案 1 11 V 3 例 重 重 1 15 ラ 110 ル 11 統 權 認 要 恰 テ 1 地 撰 領 等 ス 印 ナ 位 王 任 ル 3/ V = ナ 新 チ 職 属 貴 ス 压 テ 1) 得 務 プ 也 Æ = 族 元 CIT. ~ 日 15 + = 老 =/ V 1 羅 撰 力 L" 3/ 旭 議 E 馬 任 今 官 1 P 7 1) 人 1 ŀ 七 21 B 3 11 法 調 ラ 大 プ. ラ n 撰 元 查 1 チ 1. 抵 V ナ 官 老 制 此 B 同 F n 議 定 刑 樣 輩 ウ = ル 移 官 事 E ス X 1 1 1 1) 11 裁 有 內 1 n

十三

間 單 事 羅 撰 數 查 行 權 =/ ル 12 裁 馬 官 名 政 テ 1 -1 2 1 1 地 訴 判 羅 外 官 = 1 權 國 チ 每又 官 入 馬 外 民 增 會 方 訟 ニハ 1 及 形-込 事 チ 人 版 國 1 ナ チ = 七 フ年 巡 取 設 1 民 圖 會 强 4 1 1) 云半 扱 者 羅 事 裁 3 П 第 7 1 大 其 羅 馬 專 判 廣 手 日 to 11 = 最 馬 人 權 大 任 赴 = =/ チ =/ = E 谷 1 1 チ 經 4 -= 4 建 2 重 有 後 於 官 赴 多 1 或 = ス 要 新 訴 從 吏 後 テ ス " 4 =/ 1 訟 = 起 = 1-E 70 12 テ V 職 共 規 四 ナ 百 大 12 V 7 21 1 名 裁 則当 外 1 + -73 1 プ 元 チン 判 其 1 人 1 + 减 老 V 數 縮 プ 間 ス 1) 年 制 n 議 1 1-寸 但 官 以 定 1 ル チ V =/ 訴 榁 建 來 增 1 11 ル ス 习 ヺ 訟 1 或 1 ~ 1/0 指 Fi 七 n V 并 ナ 後 年 1 1) 12 = 名 旧 V 官 7 = 第 權 属 " ス 每 = 3 有 羅 百 國 1) チ チ チ A = 設 設 馬 八 1 有 ナ ナ = 民 A 然 + 名 統 奉 3 ス 少 1 =/ 階 行 文 七 1 1 ダ 領 1 タ 12 級 武 外 稱 年 調 ---17 1 17 チ 其 補 任

四

免

ス

1

1

1

ス

ル 民

奉

行

1

外

人

1

職

26

以

來

調

ヺ

定

4

杳

官

チ

坳

官

羅馬法

プ

50

=/

3

法

7

11

3

11

チ

1

ス

ツ

ラ

1

F.

工

チ

ス

會

-

於

テ

3

5

イ

F,

工

1

Z

1

ラ

4

Fo

7

チ

ス

會

制

定

1

法

ル

意

味

=

於

テ

法

+

Z

フ

是

1

私

法

3

1)

1

公

法

-

属

ス

n

E

1

多

1

18

嚴

IE

+

宰 元 手 種 + 1 老 = 1 七 院 第 成 銅 3/ ス 法 甲 尤 表 4 = 12 律 於 1 3 E E 法加 1 立 羅 時 テ 1 種 馬 以 發 V 法 チ 類 後 議 1 多 法 1 -=/ 39 =/ 發 發 國 I, 1 達 達 會 ル ス 11 = =/ 於 立 3 デ 法 12 羅 部 法 31 馬 律 1 人 手 ナ 民 分 = 力 成 チ 可 テ 12 成 决 37 E 文 3 9 法 久 11 判 及 12 事 6 モ 不 1 法 チ 律 文

家

等

1

法

1

十五

建

國後

Ξ

首

八

+

七

年

以

來

名

ノイ

1

ず

1)

1

ス

チ

以

テ

羅

馬

ノ数

察

チ

總

E.

議

官

#

彼

1

プ

V

F.

=/

7

チ

遵

守

=/

汉

12

71

故

7

民

-

亦

終

此

法

チ

寒

戴

0

公

法

=

關

七

17

最

初

-

31

平

民

15

此

法

and herest

服

ナ

ル

=

F

チ

欲

to

廿

1)

=/

力

元

老

legal.

11 慣 ナ 習 12 大 第 A , I 民 法 1 チ 1 1 肯 情 趣 11 丽 習 論 tow 慣 先 1 =/ 著 習 以 法 ナ 來 = 慣 據 1) 行 12 法 55 =/ 來 及

同

樣

1

事

件

-

關

=/

裁

判

官

为

同

樣

1

判

1)

3

12

風

俗

慣

例

又

11

何

V

,

時

代

ヺ

問

此 ス 又 T = 1 對 役 法 ナ、 世 3 1 丙 = 11 テ 發 比 元 = 元 効 議 老 於 ナ 力 院 若 テ ---V チ 18 之 院 依 オナ 有 私 ヺ A 1) 栅 =/ _ 同 法 民 定 般 及 會 1 -1 ル 涉 A 同 法 -E 民 意 テ 12 3 1 1 議 チ 7 子 + 遵 待 1 决 1 稍 泰 =/ 尽 ヌ 1 多 ナ ス E 双 ス 1 統 =/ ~ 12 =/ 領 ŀ 法 + テ 1 老 發 又 子 # 水 云 =/ 1 V ル 定 A 1 フ ヌ 此 × 1 ル 法 数 P E 1 17 ナ 24 此 及 元 -34 法 F. F =/ 7 ic テ 1/4 民 多 V V

十六

1

11

1)

P

1

ザ

"

11

執

法

官

力

規

程

ヺ

發

ス

ル

具

1

目

的

11

羅

馬

古

來

1

法

律

チ

施

行

ナ

n

方

法

1

1

權

P

V

1

E

大

抵

11

前

任

1

規

程

チ

採

用

=/

之

-

多

11

1

增

减

ヺ

施

ナ

1

10

外

共

足

3

サ

12

チ

補

6

テ

世

1

進

步

1

共

-

生

=/

3

ル

人

民

1

需

用

チ

滿

足

七

=/

×

1

1-

ス

12

=

在

1)

故

=

古

來

1

法

律

51

之

力

3

×

-

徃

女

纋

更

チ

來

3/ 之

ス

才

1

"

P

4

1

稱

=/

恰

E 英

吉

利

1

衡

215

法

1

共

趣

チ

同

"

ナ

ル

干

1

ナ

1)

=

依

1)

テ

公

平

ナ

12

法

律

チ

發

達

七

=/

2

ル

17

1

チ

得

B

1)

故

-

此

法

チ

="

4

法

-

開

ス

ル

規

則

チ

告

示

ス

12

1

例

P

1)

是

,,

特

1)

70

V

1

1

IL

ウ

12

~

ナ

ナ

在

任

1

-

年

中

=

法

律

チ

施

行

ナ

ル

手

續

方

フ

プ

V

1

1

ル

-

限

ラ

ス

プ

V

1

1-

ル

~

V

10

1)

ナ

ス

及

t

1

1

ヂ

1)

ス

E

亦

间

樣

1

事

チ

行

1)

新

役

員

>

就

職

1

節

前

任

1

制

=/

タ

n

規

程

チ

廢

=1

新

+

IL

規

程

チ

作

ル

效料

プ 决 子 V 1. 第 1. 1 = =1 12 テ 執程 カ 生 就 法 =/ 職 官 又 1 1 ル 節 慣 規 必 程 例 等 ス 1 其

3 チ 云 " 1 フ オ

羅馬法

元十三

應

=/

テ

法

律

=

關

ス

12

I

1

チ

忠

告

3/

月.

ツ

ル

1-

丰

11

其

意

見

チ

陳

述

ス

之

チ

V

ス

光

7

#

政権ノ變遷

裁 律 1 羅 12 =/ プ 判 馬 栽 1 7 判 見 ル 官 1 1 第 所 做 1 法 1 3 四 デ ナ 律 ス 1) == 1 於 難 家 法 V =1 ヌ 件 1) テ 21 律 1-4 之 A 1. = E チ 家 亦 付 得 民 ナ 1 云 之 七 + 1 說 サ フ 1 依 1 子 1) 及 然 認 問 賴 テ 著 3/ V 7 4 2 P = 書 カ

E

是

唯

法

律

家

-

個

1

私

見

-

3/

テ

國

1

法

後

=

及

テ

-

般

=

法

律

社

會

1

者

之

チ

採

用

12

=

至

1)

ラ

遂

-

法

律

タ

12

1

効

力

チ

有

ス

93

1)

200

紀 3 颐 元 1) 後 六 前 P -V 百 百 中 Ŧi. サ + 年 1 年 3 文" 1) 3 L 紀 1) 元 -=/ 干 後 1 T. 年 4 百 ラ 7 Ŧi. テ ナ

+

年

-

1

世

=

第

期

=/

也

pt

1

時

=/

P

V

せ

プ

B

1-

云

フ

至

12

即

耶

蘇

至

12

70

テ

建

1

間

ナ

ナハ

十一四十四

E

此

外

更

=

民

事

中

1

格

段

1

部

分

7

管

轄

ナ

12

プ

V

1

1

12

官

ヲ

設

ケ

双

1)

1

羅

馬

1

領

地

羅馬法

第

=

期

1

始

×

=

於

テ

伊

太

利

11

全

"

羅

馬

市

府

?

人

民

1

同

等

1

權

ブリ

チ

得

事 實 一後 上 也 力 此 チ 20 倘 裁 握 年三 第 = 1 寸 1) + 歸 權 有 = 判 國 7 示 プ 1 カ 會 共 期 3/ 所 3 世 官 和 及 B 1 10 1 V -1) 大 吏 倘 政 初 n 1 至 プ 1 = ヺ 治 水 1 x 1) 權 帝 撰 存 V 12 1 = テ 力 權 調 名 -1 任 在 11 名 杳 H チ 1 羅 1 ス ス 實 得 為 役 馬 チ 12 ル V 共 1 × 僧 存 女 1 压 11 = 民 權 其: = 實 1) 長 =/ 純 抑 事 其 實 際 1 11 3 制 然 裁 他 權 元 有 1) 共 七 判 タ 老 A 1 3 =/ ラ 和 權 院 E 然 n 1 3 V 政 帝 專 之 12 11 = 12 × 体 政 本 ヲ 去 權 制 = 國 期 1 司 力 3/ 君 V 1 時 主 1 E 1) 11 1 1 1 末 1 唯 宣 悉 ナ 47 1 12 官 且 戰 1) 支 华 帝 " IV 從 職 刺 媾 帝 配 ツ チ T 來 元 和 テ 11 チ 1 1) ス 統 存 大 奉 老 1 _ 双 12 權 領 抵 院 身 所 =/ 也 E 有 サ Æ 1 = 1-P 双 以 名 集 國 帝 ラ ル ス 1) V 無 刑 政 之 合

十九

五十五

3

元紀

1

| | | | | | | | | | | | NAME OF TAXABLE PARTY. | i |
|------|-----|-----|-----|-------|-------|----|------|------|-----|----|------------------------|-------------|
| Jál. | 175 | | y | 16 | ite | 第 | 416 | 伊 | * | ス | 次 | The same of |
| 70 | | | 6 | | | Ξ | | 太 | 同 | カ | テ | ı |
| 第 | 第 | 第 | 第 | 第 | 第 | 期 | | 利 | 權 | ラ | テガ | ı |
| 7 | £ | 四 | = | 7 | - | # | | 全 | + | カ | 12 | |
| 1 | 19K | 訓. | -3 | 14 | | 於 | 法 | 國 | 亭 | ラ | ŋ | |
| 註 | 法 | 71 | 帝 | 元 | 人 | テ | 律 | チ | 受 | 帝 | P | |
| 釋 | 律 | プレー | 1 | 老 | 民 | 法 | 2 | Ħ. | ス | 1 | => | |
| 家 | 家 | 1 | 法 | 院 | 1 | 律 | 種 | 區 | 12 | 時 | + | |
| 1 | 1 | h. | = | 1 | 法デクリ | = | 類 | 1 | = | = | n | |
| 註 | 試 | 12 | 7 | 法 | 介ズ | 變 | 5 | 裁 | 1 | 至 | F° | |
| 釋 | -1- | 5 | ス | 4 | · A | 更 | | 判 | 1 | IJ | ナ | |
| 12 | 1 | | チ | | - | ナ | 16 | 管 | + | 羅 | 地 | |
| 11 | 9. | 規 | 1 | | | 施 | ¥ | 轄 | V | 馬 | 方 | |
| | | 程 | = | | | 7. | 排 | 地 | " | , | モ | |
| - | 6 | | 2 | 1 | | 所 | 111 | = | 25 | 諸 | 大 | |
| | 13 | | 3 | | | 1 | 14 | 分 | 10 | 領 | = | |
| 1 | | | 7 | | | 機 | | チ | ŋ | 地 | 其 | |
| 基 | | | プ | = | 3 | 陽周 | 3/12 | A | P | 1 | 權 | |
| | | 10 | 1) | 装 | | チ | | ŋ | 7 | 人 | カ | |
| | 1 | 順 | 7 | 14 | 福 | 翠 | | | 帝 | 民 | チ | |
| 主 | . 1 | .4 | =/ | li. | -1 | 11 | All. | | 1 | 21 | 增 | |
| 8 | 6 | + | E | | | V | 1 | 非 | 時 | 渾 | V | |
| | N | QI. | P | | 且 | 21 | | | . 3 | テ | 及 | |
| | | 1 | 4 | | | | | 70 | " | 羅 | 12 | |
| | 9 | | A | | are | | - | | 羅 | 馬 | カ | |
| | | | - | | | | | | 馬 | 市 | P | |
| TOP | | | | | 58 | | | | 府 | 府 | 7 | |
| | | 4 | In. | 18 | , a6. | | 商 | 1 35 | ナ | 1 | I. | |
| Ų. | | | | - 784 | . 10 | | | 4 | 除 | 人 | = | |
| . 9 | | - 1 | | | J. | | 報 | 4 | + | 民 | ナ | |
| | | | | | | | | | | | | |

| Charles I and the same of | | _ | - | 2 19 29 341 | | | M. Transfer | | The same of the sa | NAME OF TAXABLE PARTY. | - |
|---------------------------|----|----|------|-------------|-----|----|-------------|-----|--|------------------------|-----|
| YR | 践 | * | J.K. | 3/18 | = | 3 | 第 | 木 | 第 | 布 | 第 |
| | | | 24 | X | 箇 | n | = | 期 | = | E | - |
| 火 | | | 立元 | 報 | 7 | 法 | 帝 | 1 | 元 | B | 本 |
| N | 墨田 | 4 | × | | 別 | 令 | 1 | 末 | 老 | 12 | 期 |
| n | 訴 | =/ | 帝 | 23 | P | | 法 | = | 院 | 法 | = |
| | | 3 | * | 度 | 1) | ヺ | 令 | 至 | 1 | 介 | 於 |
| 答な | = | n | 侗 | = | 1 | 2 | 25 | 12 | 法 | 鮮 | テ |
| ナ | 關 | 裁 | t | 布 | ス | 7. | 本 | 70 | 21 | 1 | 20 |
| " | =/ | 判扣 | 始 | 告 | - | チ | 期 | テ | 人 | 1 | 人 |
| 1) | 訴 | デ | 審 | 2 | AL. | チ | = | 强 | 民 | to | 足 |
| プ | 訟 | " | 1 | B | 1 | 1 | 於 | 盛 | 1 | ス | , |
| × | 人 | V | 訴 | 12 | | 1 | テ | ナ | 法 | Ve | 權 |
| M | 又 | 3 | ヲ | 法 | | 1 | 始 | 極 | 1 | | カ |
| - 15 | 15 | ~ | 為 | 律 | | 3 | × | × | 减 | - | -25 |
| · 赤 | 裁 | TE | =/ | T | 尚 | 7 | テ | × | 少 | 聪 | 旣 |
| 元 | 判 | V. | 叉 | => | | + | 顯 | ŋ | ス | 争 | = |
| 5- | 官 | | 30 | " | | 稱 | > | 100 | n | OF. | 衰 |
| 3 | 3 | | 上 | 7 | 25 | ス | V | Z. | = | | ~ |
| 爱 | 1) | | 告 | 1 | | V | 3 | 着 | 從 | | B |
| 额 | 7 | | チ | | 867 | + | n | | E | 亦 | 1) |
| X. | 侗 | 1 | + | | w. | モ | 法 | | 大 | | 1 |
| 101 | 6 | 4 | > | | | 之 | 律 | 12 | = | | 雖 |
| 1 | - | 艺 | B | | × | ナ | ナ | | 重 | E | 尙 |
| 70 | 對 | | n | | 12 | 料出 | " | | 要 | 4 | 水 |
| 1 | =/ | A | 時 | | 4 | 別 | 海 | | 7 | 7. | 其 |
| 湖. | 帝 | | 帝 | | | ス | テ | 彩 | E | | 刻 |
| 13. | 1 | | カ | | | v | 帝 | | 1 | J | 年 |
| 45 | 延 | | 親 | | 能 | 11 | 1 | | F | | 頃 |
| Tr. | ~ | | ラ | | | 凡 | 發 | | + | 器 | = |
| 15 | 2 | | F | | | ソ | =/ | | ŋ | | 發 |

nienella nienella

第 規 第 來 說 チ 3/ 1 ラ 11 = - \overline{I} 註 程 撰 規 四 71 永 , K 25 11 拔 法 法 久 程 錯 プ 他 解 11 F 1) 羅 律 律 雜 P 1 =/ 規 チ ヺ V 1) 特 公 馬 法 1 家 程 加 紛 7 1 P 効 帝 律 1 認 乱 1 = 1 ~ 1 7 私 帝 家 國 力 說 稱 1 B n =/ 七 1 111 法 法 11 = チ 又 n 3 ル 11 1 特 北 チ 共 規 サ 18 規 11 老 1) 說 有 和 是 程 3/ = 翟 權 ス ル 3 叨 政 最 七 1 4 P ナ F. V 3 本 体 編 P ザ E ス ス 1) 12 11 遙 重 後 纂 ス 期 法 1 ~ 才 12 要 律 頃 ジ 1 = = 丰 d 11 B =/ 權 此 友 於 元) 家 强 ガ 工 3 15 1 原 7 規 テ ナ 老 1) 1 + ヺ 1) 與 羅 程 院 試 効 R オ 素 タ E 之 プ 馬 + ナリ ス -21 ヺ * 1 增 ス 與 チ 帝 紀 致 チ 4 人 1) 發 1 有 1 1 减 元 4 ~ ナ V P 云 世 -後 ナ 3 ス ス 20 チ 3 12 者 施 首 此 般 5 1 -12 ル 12 1 特 至 = 20 云 1 + = ス E to I 勅 權 剪 + 例 1) フ 1 I 1 21 有 敬 命 人 ナ :11: P ___ ナ 1 1 名 年 改 ス ナ ナ サ 説 ナ + ル 泰 始 法 -1) × チ 1 ル =/ V 故 律 法 洪 =/ 以 所 × サ 1) 編 テ テ 然 家 律 1) 扶 = テ 又 之 從 之 纂 直 家 =/ n 1 17

11+11

五十八

任

ナ

1

法

律

家

10

爭

C

テ

=

法

間 著 本 11 + * 帝 1 E 多 = F 1 述 期 ズ 工 力 耋 1 18 計 1) 1) 扩 =/ 11 Ш r 稱 釋 羅 P ス 1 7 等 馬 法 =/ 1 3 ス デ 1 又 帝 法 學 ナ ナ ナ 汉 カ " 1 帝 律 12 1 E 出 1-ナ 云 法 時 學 , 3 景 1. 律 時 撰 法 1 3 E 况 スカ 家 1) 律 最 オ = 2 1 5 4 弟リ 1 於 T -チ E 子ア 1 盛 カ テ 方 V =/ テ 最 1 法 大 1) + ス 完 律 統 テ ヲ E サ ス 全 有 家 當 極 率 1 ス 名 1 ラ 少 1 時 ス × 域 中 1 + 1 50 B ル === 法 12 所 才 = ル 3/ 達 律 時 者 1 -1 + 簡 七 1 創 家 期 ¥ ~ =/ 1111 ラ 立 1 , == × 學 著 ナ ナ 1 B ヺ 帝 泒 1 書 テ 12 1) 學

ヲ

生

=/

ラッ

プ

t

所

_

ササ

5

=

P

律 12 F. 7 認 1 1 4 七 ~ 月 =/ 1 定 X 若 3 諸 訛 異 , 1 議 7 ル 塘 合 -11 裁 判 官 1 見 込 -

二十三

1

死

1

時

7

テ

1

"

V

11

光

1

ग्रे

羅馬法

-

據

1)

27

12

ナ

最

37

ヤ

ナ

手

7

1

羅 歷 所 今 ラ 共 ヲ ナ V カ 70 = 潋 馬 無 H 記 1 チ P 文 タ フ. 課 法 字 1) 1 ス、 = ~ 力 E =/ 傳 律 書 法 せ 1) デ 1 H 7 ダ =/ 家 律 下 チ 1 ル ウ E 11 ス =/ 12 1, 徒 顯 1) 1 家 チ + F. = = E ナ 著 府 F ラ 認 テ 1 1 1 シ 11 ス 八 大 書 著 P 1 ス = × = =/ 等 書 百 ス、 洪 カ 書 = 10 タ テ ヌ + 名 法 大 ス 上 籍 + 1 ル ル " 十 六 律 抵 舘 P E チ 1 = 學 湮 年 聞 1 1 1 = ス 1 滅 於 日 " コ 11 = , 才: 七 11 耳 ラ 紀 裨 則 テ 1 =/ 1 = 後 力 盆 曼 元 此 11 1 チ 1 世 傳 後 力" 箇 1 チ P せ P 與 1 史 1) 說 百 = 1 H ス 六 存 寫 家 本 P 1 = ~ 240 + 本 書 ス = テ 3 ナ 4 Fo 久 九 1 チ ル ル 1 チ 1 = 閱 窥 年 手 3/ 書 ズ E Æ P 覽 頃 1 1 跡 狀 " 1 フ 後 涧 1 1 ル チ チ 七 X 3 P 世 認 氏 A ガ = =/ 12 12 ル 人 寥 力 1 ナ = × E I E 伊门 1 1 1) P K 1 又 P 太 聞 重 力 ス 7 1) 11 チ 利 曾 知 1 發 伙 1) = 1 戏 1 幸 見 文 === テ ス P ル

二十四

1

to

=

ス

1

=

遊

之

ル

字

羅馬法

二十五

11

國 紀 法 又 E ガ = = =/ 律 必 4 元 P P P # 後 要 P 1 1 7 11 12 伯 --羅 第 帝 諸 帝 1 E ス 馬 者 林 百 部 1 1 1 P 几 帝 著 = 敎 ダ = 1 = 1 期 博 + 國 1 涉 課 =/ 1 =/ 書 士 五 1 テ 4" フ A 1) 戀 车 至 ラ 此 テ P 20 7 12 I B 遷 教 專 發 P ツ ル V ス ル ッ 即 見 課 30 ŀ ラ 3 V サ E × 以 書 1 本 丰 耶 x ン 11 1 來 書 ナ ナ ン サ 文" 此 1 蘇 歐 正 1) 7 書 = 1 V 11 紀 據 州 此 文 =/ = =/ = 11 元 托 1 是 木 據 K 1 1 ル 後 羅 書 又 者 3 =/ 3 ~ 12 馬 玉 極 ナ テ 1 ラ 11 チ ル 之 百 羅 法 ナ 最 11 1) ~ X 學 馬 ラ 五 テ 册 チ E 3 讀 + 多 有 子 法 ス 1) チ 律 帝 年 =/ 盆 ナ 111 ギ 1 新 1 分 + 1 3 1 V 死 書 歷 ケ 1) ス 大 1 7 後 Ŧi. 史 ナ 3 B チ Ŧ 羅 簡 百 1) 1) チ ル = 馬 學 FL 3 明 = P 丰 果 帝 + 1 t = P ブ 1 國 年 帝 ス ス = =/

テ

最

-

チ

テ

4

=

北 俄 帝 帝 1) ラ = 1) = 二 ル 東 方 移 程 滅 テ 3 1 1 45 1 カ V 權 帝 才 1 = 洪 ナ =/ ス 1) ボ 蠻 或 衰 羅 1) 以 カ * 以 计 1: B 後 馬 族 頹 但 1 後 11 P 1) 1 n 强 = 此 1 11 法 -+} ~ 3 1 千 百 1 兆 諸 時 羅 大 律 1 ル 九 四 法 馬 チ 1) 1 チ = = 1 王 + 帝 顯 1 赴 戀 百 逐 テ × 15 私 " 五 才 五 11 皆 更 E 21 E 逐 彼 法 + 车 之 k, = =/ = N. 從 Ξ 帝 政 + = P 7 = -伊 体 修 增 年 + 或 ス 6 4 朝气 太 减 1 1 IE 銅 チ T タ 令" 武 利 西 東 チ デ 表 1 ナ 斷 帝 部 " 存 施 施 11 = 子 爺 專 或 西 1 尚 ス =/ =/ オ 部 制 共 チ プ ヌ 水 ヌ 以 ス 陷 雞 數 1 = V ツ n × ル 陷 12-馬 ヺ 1 D チ E -恢 次 1) 出 法 1 增 Ŧ ツ £ 7" 復 終 1 ス テ = 3 " テ =/ 分 3 大 概 X 1 =/ 1) = 7 ダ E E 羅 根 土 才 ッ 子 1) 7 馬 H 耳 國 四 本 潮 K 1 ス 0 古 台 1 見 令 ヺ 1) ナ 双 六 A 創 七 政 做 " 1) = 1 府 年 立 + 1 2 例 3/ 1 B 寫 E 六 1 認 チ 3/ 及 1) 1

二十六

頃

此

1)

×

双

1

×

3

來

年

| | | | | | P-COMPANIES | | | MATERIA | STREET SERVI | de la constante de la constant | |
|-----|----------|-----|----|-----|-------------|----|------|---------|--------------|--|-----|
| 第 | NS(| ラ | * | ==" | 帝 | 拼 | ナ | n | ゔ゛ | v | 31 |
| 四四 | | ズ | 7 | " | 1 | 幹 | 採 | 1 | 3 | ナ | 200 |
| 百 | ig. | | 1 | P | 法 | 1 | 用 | 効 | P | k | th |
| H | . 据 | | 7 | 7 | 令 | 越 | ス | 力 | ス | 3 | 法 |
| + | 3 | | 帝 | 及 | 大 | 1 | ~ | ラ | P | P | 律 |
| 八 | 才 | AG. | 2 | 21 | = | V | + | 有 | n | ナ | 家 |
| 年 | 1: | | 頃 | 1 | 其 | 70 | 7 | ス | E | 立 | 1 |
| =/ | =/ | A | 民 | Æ | 数 | ŋ | + | ~ | P | 世 | 著 |
| オ | P | T. | 問 | => | 7 | P | = | " | 2 | ハ | 作 |
| F | 7 | |) | = | 增 | 7 | 定 | 若 | 及 | 四 | = |
| 2 | 成 | | A | P | מול | 及 | × | 1 | E | 百 | 付 |
| P | 典 | | 1 | 2 | =/ | 21 | A | 諸 | Ŧ | 1 | 7 |
| 2 | 1 | 樂 | 手 | 成 | B | T | " ") | 家 | デ | + | , |
| 帝 | 被 | 55 | 7 | 典 | v | Æ | 9 | 其 | ス | 六 | 勅 |
| . 7 | | 4 | 成 | * | 25 | 33 | * | 説 | チ | 年 | 合 |
| 刺 | 公 | (1) | 12 | 稱 | 之 | = | | チ | + | 動 | 4 |
| = | 4 | 111 | æ | ス | ナ | P | 10 | 異 | フ. | 分 | H |
| 由 | 100 | 22 | 1 | n | Tr. | 7 | 4 | = | " | チ | 100 |
| " | | | + | 者 | 册 | 成 | H | ス | 著 | 下 | 1/4 |
| P | | 转 | n | 是 | 1 | 典 | 4 | 12 | 書 | =/ | |
| 7 | + | 35 | 71 | + | 書 | | # | 1- | 21 | テ | * |
| + | The same | | 散 | " | = | | | + | 法 | 219 | - |
| オ | | 12 | 逸 | = | 編 | | | 21 | 庭 | Fo | 4 |
| 1 | 车 | 顶 | =/ | V | 纂 | | 1 | 24 | = | = | 6 |
| カ | | - | 7 | 40 | =/ | | 4 | . F. | 於 | P | 帝. |
| ス | 100 | SE | 後 | 3 | 9 | | | = | テ | 7 | 1 |
| 1 | | 100 | 世 | 7 | ŋ | | | P | モ | 於 | |
| 總 | + | 6 | = | ス | 即 | | 4 | 7 | 法 | 1 | 百 |
| 裁 | 大 | H | 傳 | 3 | 250 | | | , | 律 | ラ | = . |
| = | | 翻 | 20 | 7 | V | | 题 | 說 | B | ス | - |

二十十

羅馬法

Santa Santa Santa

サ十世

緣

第 失 遷 ヲ 法 1 12 テ ١١ V 25 以 大 帝 F + 律 = =/ コ E E 由 7 ラ 七 東 抵 , 1) 1 X 1 1) 此 世 効 1) 帝 傳 題 法 P ナ 千 成 期 西 國 毎 合 ヲ 15 B テ 7 無 P 典 保 帝 帝 ラ ナ = = = ン ナ 以 於 年 編 要 於 國 = ズ 又 チ 4 纂 來 註 テ テ 此 月 = 1 = 3 -諸 釋 成 属 7 テ P 100 1) 11 =/ 1 V 11 帝 50 典 追 帝 ス チ T B 100 帝 施 羅 1 1 t テ 12 n 4 3 法 馬 纂 發 所 東 11 =/ ス **プ** 17 律 古 3 ナ 四 集 同 E =/ チ = 編 來 1) 侵 也 帝 多 双 デ = 画 纂 有 3 取 P 帝 1) 7. 12 フ 1 後 名 法 1 或 デ =/ H = V 大 帝 世 令 ナ 1 9 3 = 1 11 業 漸 1 於 = 間 n 1 10 12 4" THE STATE 成 遺 成 H テ " 云 t 蕃 典 存 典 同 百 其 10 フ ス Z. 數 法 族 1 樣 40 ナ せ チ + 律 大 出 1) 12 チ = = 編 六 = テ Ħ 增 家 11 P 之 中 年 = 施 初 72 B =/ 1 分 間 ナ 帝 且 + 1 ル =/ 為 奪 Ŧî. " 年 3 ッ 4 11 公 間 重 × 卷 Ŧî. 時 ル テ 布 其 + 百 势 1 =/ 1 E 六 長 刻 1 勉 1 111 =/

一十八

ヲ

17

强

餘

ナ

卷

B

羅馬法

ヺ

成

就

3

Fi.

百三十三年

十二月

+

六日ダ

イ

セ

スト又ハパ

7

デ

"

1

1

云

業

ナ

撰

12

7

1

子

命

Ex

ス

然 八 + ンチ 丰 翌二十 111 五百三十 E 年 w ス 古 四 後 十名 111: 年ノコトニテ之サコ 総 來 = ~ 九 裁 共 最 B = 年 ノ法 遺 年十二月帝 1 後 スト t 有 帝 編 ンデ 存 =/ 祭 云 律 期 名 スル テ 77" 家 四 新 -) ツトンセッといいい 7 1 名 業 雞 若 = ľ 一命シテ之 12 ナリ 1 ノ委 許 馬 チ = 了 1 多 + 法 1 員 1 ~國 律 年 ライ 法 家 デ チ ナ 置 分 ノ法 チ ツキ 以 1 ボ 取 著 + ヲ テ = テコ 制 律 拾 P ス、レ 書 =/ 1 3/ =/ X 3 1 ベチシ 編 1 X =/ n 1) 7 ドサ 5 纂 當 総 = ル 公 僅 時 裁 = ス 修 由 Mi ア、ブレッ = 12 = トシ十六名 適 1) =/ = IE コ 更 年 切 3 t 1 = 2 3/ ヲ 1 = =/ 之ラコー 法 × ツラ 越 任 律 1 ~ ヨソスト =/ せ 委 3 テ ナ ハ五百 =/ 編 此 員 才: × 大 纂 = タ チ

二十九

稱

P

"

1)

律

書

チ

用

7

12

7

11

全

"

之

子

李

止

=/

且

本

書

=

註.

釋

ナ

施

ス

7

7

-6

許

サ

ズ

法

理

1

無

杰

藏

3

12

萬

A

1

共

=

許

ス

所

+

1)

木

書

1

發

行

後

10

從

张

1

法

14

+

許

ナ

1)

編

篡

1

法

11

順

序

調

11

ナ

頗

n

後

111

學

者

1

非

難

チ

受

"

V

1

E

1

=

居

12

本

書

ナ

分

チ

テ

Ti.

+

卷

1

1

毎

卷

チ

章

=

1

"

章

1

數

都

テ

四

百

至

12

V

デ

1

間

1

法

律

家

+

1)

就

1

7

12

E

P

1

1

書

3

1)

取

13

3

12

者

三

分

法

律

家

1

殆

K

__

人

E

+

=/

去

V

1/2

210

1

デ

11

1

=

編

述

=/

B

ル

著

書

21

大

抵

=

於

4

n

=/

3

12

法

11

F

1)

P

1

帝

1

永

久

規

程

,

時

3

1)

P

V

丰

サ

7

文

1

3

1

~

ラ

ス

1

死

=

フ 名 チ 以 テ 之 チ 公 布 3 法 律 X 12 1 力 チ 有 七 1 × タ "

律 律 編 家 ヺ 篡 4 折 者 共 衷 1 和 參 =/ 政 テ 考 體 3/ 1 部 B 111 1 12 書 法 = 属 1/1 律 ス = 家 ル 汉 Ξ 者 + × R 儿 15 僅 + 名 Ŧî. 著 = = 萬 書 名 行 1 1 数 = 110 减 = 帝 于 => 政 餘 3 1 R 1) 初 參 = 年 考 百

萬

行

法

課 書 1 1 ス チ チ 1 1

数

二十

7-

云

~

1)

新い

法

1

1

~

12

1)

本

書

チ

翻

譯

=/

摸

擬

3/

註

釋

3/

テ

出

版

ス

12

年

1

3/

テ

見

#

ル

111

-:

限

1)

人

事

篇

財

產

篇

及

訴

訟

篇

1

=

部

七

1)

次

序

排

置

.)

整

頓

七

12

20

法

律

書

41

本

書

-

如

全

編

. +

四

卷

==

分

チ

毎

卷

チ

章

-

分

ッ

=/

B

12

=

過

+

ス

ニャー

111+

帝 1 テ チ フ 井 7 ス 及 15 17 テ P ス -人 = 命 =/ 1 ラ 1 ボ = P 7 チ 総 裁

纂 t =/ 7 \mathcal{F}_{t} 百 Ξ + Ξ 年 1 末 = 公 布 =/ 之

3/

テ

法

律

學

1

例

北

ヲ

編

ス

ル

1

効

力

チ

賦

與

也

13

專

ラ

ガ゛

7 ス 1 敎 課 書 = 基 +

多

少

1

變

更

ヺ

施

=

法

律

才

章 1 數 總 テ 五 +

P

1)

殆

1

私

法

1 =/ 第 四 卷 九

11. Ŧ 1 = 於 + 3/ テ

公 1 法 チ

云 フ 古 略 論

1 年 ナ =/ 3

V 1 E 其 後 帝 1 在

百

六

+

Fi.

年

=

至

ル

7

ラ

=

双

K

許

多

1

法

分

チ

發

3

3

1)

ル 1

羅馬法

Ŧî.

百

+

四

年

=

帝

1

法

分

ヲ

再

編

輯

1

以

之 チ 1 位 1 1 間 ~

即

Hi.

三十

以 東 後 =/ ナ = 1 稱 帝 テ 1 世 1) テ 死 ス 布 國 即 歐 3 後 1 告 東 ナ = 羅 法 沙 1 1 =/ ラ 於 方 巴 羅 律 P ~ 章 1 ス 洲 馬 敎 双 テ --ナ. ス ル 1) 後 於 法 師 11 子 = 11 チ 此 = ル 於 律 3 = 33 3 1 等 出 羅 大 P P テ P 少 1 馬 1 テ 講 全 ス 1 1) ス 7-希 法 帝 チ 3 修 - 3 P 7 臘 1 1 12 = ス = 1 = 1 証 後 盛 1 P 1 オ P ル デ 1 1 衰 羅 1 所 百 200 1 " 法 馬 ~ 1 1 帝 ス 1 平 律 編 12: 法 羅 + 自 コ 及 1 纂 馬 Ti. ラ 1 工 1 之 如 衰 法 箘 編 to 1) 15 = 丰 亡 纂 =/ 1 24 ナ 1 註 諸 及 羅 1 11 to =/ 大 釋 法 其 ~ 馬 1 =/ E 抵 律 ル 法 再 3 × ~ 1) 始 律 チ 興 B チ ル B ス 希 × 合 大 ル チ 12 臘 者 併 全 發 E 3 1) 流 行 1 =/ 1 = 希 稱 11 -3 3 P 臘 都 原 ラ ス タ 12 話 書 譯 者 ナ 1) 12 チ 是 者 帝

ニナニ

3

也

失 編 完 3 1) 1-不 ス ヌ テ 1) E 幸 全 テ 篡 テ E ブ 1 フ 12 => E 法 盛 E 餘 28 =/ = P H = =1 7 之 律 梓 1 1 1 至 ス = 1 =/ 3 書 東 七 1) = 15 テ 1) 七 1 V チ ブノ 卷 云 後 此 後 1) 1 帝 1) = 力 世 1-年 八 屢 國 書 1 11 フ P 云 百 不 = wi. = -E 11 出 7 發 七 完 1 傳 東 1 於 6 12 テ 都 等 + 編 全 巴 帝 テ 1 3/ 对 里 國 八 篡 行 テ + 1) ル × = 年 為 法 記 1 17 = B 12 11 L + 倘 於 勅 載 = × チ V 12 M テ 者 卷 分 變 フ 也 11/1 3 ダ 之 完 更 卷 -チ 12 =/ Y 1) 12 分 東 11 チ 全 法 1) ス =/ V E 後 出 北 帝 ナ テ " 加 律 P チ 年 版 劾 其 ス 他 國 12 ~ チ -力 子 共 帝 政 1 1 = チ 1 P 至 得 ハルイ 府 諸 1) 論 B チ 1 コ 帝 1) 1) 有 題 1 4 ス オ 1-帝 法 三 T 子 3 テ 1 7 11 チ 之 + 律 許 六 1 異 希 企 ナ 以 六 臘 多 百 同 チ 1 宁 1 ル テ 發 卷 四 漸 1 干 1 語 Æ 双 = 勅 見 + 從 ウ H 11 1 = 1) チ 完 至 令 七 1 洪 以 ス ナ 此 b 劾 全 12 年 テ 書 テ チ V テ ダ 之 者 + 作 發 1-合 JI --チ 1

三十三

P

V

フ

E

二十二

11411

チ

名

併

- Jan

チ

1)

=/

蓋 A 學 明 = 3 13 寸 7 12 7 種 四 派 ス ス ブ 1 P P 1 人 B 1 1 百 ス 12 ル 1) ス 種 占 + 的 創 力 西 R す = 又 Ti. 據 並 甚 21 7 十 = 2 万 ン 四 年 者 有 壬 17 ス 7 1 中 --百 盆 稱 F -7 IJ 1 =/ 12 於 丸 帝 V ナ 所 n 1 ス E 1 A + 十 方 チ 書 =" 1) 11 n N = 種 編 以 ナ 書 1) 羅 × I" 年 纂 テ 20 ス 1) 11 1 =/ 馬 1 頃 法 有 D 被 カ 18 5 法 意 南 名 チ 1 1 1 21 ウ 太 部 帝 發 1 ナ 第 19 5 7 + 利 गुगु 1 感 ル 1 =/ カ ス 編 六 丰 丰 子 F 1-7 又 衰 纂 占 世 共 云 = ル 工 + 有 沿 法 紀 n B. 3 = フ F 判 6 = 20 卡 = 32 虛 佛 事 同 E ナ === P 及 當 ラ 國 11 國 21 1 17 ス 多 E 著 7 東 1 -チ 國 起 帝 17 於 テ -=/ 此 國 13 テ P タ 7 =/ 構 意 書 羅 同 1 12 = 世 於 太 馬 帝 ナ 70 ~ 利 引 絕 法 p 方 テ 1 施 刑 1 法 ナ 1 A 歷 华 行 プ 3/ チ ツ T 詳 史 頃 ス 4 研 ス 久

三十四

羅馬法

20 V 及 d P x 15 1) 1 12 11 V リレ 太 此 亚 P デ 12 =/ ン人 => 9 n 非 丰 地 井 7. 70 1 双 1) 1 鸽 1 帝 方 利 云 3 ス ス 3 17 7 Ti. 王 單 為 = 如 半 7 4 フ デ P 國 於 此 え 1 為 = チ × テ 4 六 恢 及 法 人 3 3/ デ -テ U V 才 復 铜 民 デ K ナ 7 = 1 t 23 70 施 五 意 不 1) 1 1 2/ 1 =/ 7 P 北 為 太 完 行 百 ナ 3 也 3 =/ =/ H 利 プ × 全 叉 J' 1 久 文 12 V ~ 1 ---老 7 Fi. 30 2 12 -> チ 力 六 發 恢 法 百 力 丰 H. -ラ ナ 旨 距 年 百 テ 復 + 20 2 -1 =/ 依 4 H. 右 B ス チ = 38 21 1) = 達 + 此 1 Fi. 五 テ オ N ル 才 1 諸 四 王 者 百 B 14 3/ ラ 4 T ス 六 年 國 法 此 Ti. > B P 1 チ 1 中 + 及 1) 1 i) 年 法 -又 H 世 但 刺 败 最 五. 專 14 -I" 7 中 帝 令 L E 首 7 魔 车 P 7 ス = 不 1 ラ 絕 ナ 王 7 子 P 1 ラ 7 法 F 共 備 + 國 1 ヲ 1 才 1) -得 粗 >4 帝 年 歸 也 =/ --F ツ 意用 不 漏 於 テ プ. 25 -3/ 2 七 ス 用 此 太 帝 2 帝 -が 7 T 19 テ 地 利 聘 編 第 發 1 n 1 39 方 內 編 意 属 纂 法 I 扩 行 P 纂 太 法 H = 世 7 七 1 又 七 A 法 行 利 1) ナ 據 ラ ギ 为 子

三十五

三十四

與 例 大 然 羅 用 種 12 V 1 1 編 百 馬 = ナ チ =/ チ 7 V =/ 11 以 纂 研 得 三 法 日 1) ダ F ス ヌ 法 窮 + 耳 チ テ B 1) 12 11 E タ 專 曼 + = ス 1) 五 此 V テ ス 1 代 4" 年 人 12 1 ラ ル -11 チ 以 種 世 俗 用 所 4 E 1) P = 1 後 之 說 紀 P 1 テ = ス r E 3 千 人 為 ヺ = 3/ チ 11 ナ 双 P -0 P 民 證 テ = サ 1) 7 × =9 12 チ ス 第 編 1 P 若 -ス P -E" フ + 信 九 3 P 干 篡 征 ス 1 = ル = 第 チ 法 1 法 服 1 == 千 E === P 法 得 足 + 氏 於 ナ 及 11 也 = 7 テーパ " 羅 夕 1 11 ラ P V P 1 馬 世 講 是 意 1) 12 V V 7 法 者 紀 究 太 ン 西 1 = ル 及 ハ全 1-利 法 1 = デ 至 帝 フ ル 知 ツノ ヺ 間 1 依 1) 國 者 11 " 1 ラ 共 テ テ H = 1 ナ 湮 征 寫 著 其 全 亡 至 ル 4 V 没 現 伐 虚 " 木 書 テ 110 21 E 3/ 西 此 說 チ = = 前 1 タ 11 テ 方 引 E 全 發 k ル 日 3 又 跡 A 耳 見 頃 用 1 " 1) = 12 子 曼 四 3/ 力 種 行 3/ B テ 7 1 部 絕 チ 人 テ 1 オ 1 11 以 種 人 忽 失 取 k チ オ チ 12 V 民 證 然 力 1 フ ~ n 双 5/ 實 再 f. 所 採 1) 11/4 P 1 ス 12

三十六

馬

法

チ

獎

勵

=/

毫

T

國

王

1

命

チ

意

=

介

to

++

1)

3/

1-

Z

フ

チ

講

ス

12

7

1

チ

禁

北

=/

タ

V

1-

E

當

時

學

術

1

專

有

者

ダ

ル

僧

侶

11

最

æ

羅

羅

馬

法

時 九 解 明 大 3 P V 年 1 チ ナ = 1) 1) -1 學 當 頃 編 世 12 -子 纂 時 者 誤 干 = == 1) 1 2 チ 行 ---歐 =/ ~ P ボ 英 15 僅 百 羅 = B 11 ス p 國 英 少 + 巴 1) D 12 15 ì Ŧ. 八 國 也 1 ブ . 水: ナ = 註 年 ス = P ツ 於 -D 1 渡 解 ラ 至 學 1 カ V 1 テ 羅 校 1 1) 1) 1 チ ル デ ナ 當 施 識 馬 フ テ P I = ス 義 時 7 ス ス 於 法 T 1 法 1 ッ 1-コ チ テ 1 云 呼 + 律 ナ 始 1 再 11 家 プ ス ~ ~ -=/ 與 × P 1) 在 1 ル フ テ 双 專 P H 1) 法 力 才 1) 2 是 律 テ ラ 1) 12 2 之 務 P 15 力 1/2 E 1 學 1 ス = チる 12 × 1) 於 1 K =/ 110 校 1-3/ 英 人 テ P テ D 七 チ 法 或 ス 羅 11 ツ 3/ 起 律 馬 = -1 也 所 =/ 千 云 於 1 ス 法 1 -講 テ mand プ 1 原 律 T

三十七

三十七

ニナナ

者

此

註

稱

3/

當

文

1

不

1

再

F.

百

年

百

四

+

验

チ

張

興 第 註 於 ス チ チ 21/1 日 解 十 ij 愁 7 + 此 テ 12 兆 盤 Fi. 第 法 聽 世 1-=/ A ナ 111 + 律 大 1 テ V チ ス 第 家 學 招 顯 紀 Fi. 以 チ 相 ス 12 世 者 聘 致 4 尙 些 1 =/ 4 子 テ 風 紀 次 學 六 此 =/ 噹 = 及 テ E 原力 學 法 應 他 テ 生 1 失 1) 夕 1 変ス 111 律 雞 派 末 集 1 紀 =1 12 1 馬 中 家 1 集 ブ ラ = ヺ V = ス 顯 此 法 於 疎 7 デ 1 千 3/ 12 7 世 府 再 高 21 5 ale p 7 11 Fi. n 双 此 ナ 興 名 ス 百 ナ 1) 佛 =/ V 1) 種 府 马 文 ル 3/ 3/ テ ナ 7 國 开 學 號 ラ P 71 1 12 === 多 + 1 12 學 赴 第 者 者 及 ス 法 17 年 7 1) 古 註 1-風 チ 学 丰 7 F 1 律 125 代 盛 學 羅 六 釋 ス ツ 11 家 1 E 此 者 馬 學 世 家 44 77 P 3 P 學 風 行 法 紀 9 39 チ ル 1 = 法 派 私 寸 以 1 ナ 15 =1 1 死 律 講 訊 1 及 1) テ P 力 W 也 筵 風 家 法 チ 4 ラ = 3 又 1) 從 律 7. 14 テ 全 11 1) F 1 徒 佛 3 學 開 潮 3 チ フ 第 伊川 王 1 F 丰 子 === = 高 + 佛 太 習 交 フ フ 以 遠 三 利 ラ 閾 V h m. 世 1 女 內 -7 1 to タ

三十八

2

ル

=/

再

-

說

1)

紀

ス

說

24

羅

馬

法

1

中

取

ル

~

主

法

取

n

拾

2

~

卡

チ

拾

テ

之

=

至

當

1

改

良

ナ

施

ナ

12

所

ナ

=/

水

ツ

1

K

ン

10

即

P

1

チ

II.

1

T

=

ス

1

學

派

1

元

祖

=

=/

文

其

ス

210

F

=

P

1

路

4

ラ

ナ

P

12

E

P

3/

等

1

法

律

家

1

謎

チ

E

排

压

2

テ

假

借

ラ

書

干 學 羅川 千 ス 又 X 7 馬 五 所 ル Ŧi. ル 才 1 =/ 百 特 + 法 歷 百 -テ せい 書 六 質 1) 1) 1 史 Ti. ナ + 瓜 語 千 チ 海 + == 1-年力 落 七 釋 法 P 200 チ チ 年 家 律 ブ =/ 簡 創 丰 " 7 學 設 テ 子 2 明 1 1 + ラ 中 1 = = =/ 3 12 P 解 工 1 1 -双 P 期 1 釋 シ =/ テ 1) ス ズ 及 第 限 此 11 P ス , =/ ス 1 本 チ A ス ブ 產 等 ラ 1 ŀ ナ 1 ル 12 3 說 1 書 1 ス Y E 15 3/ 地 者 才: = 2 作 1 ス テ 抗 位 ナ 府 = 11 = = 千 P 抵 P 係 子 1) 1 =/ H. 占 1 此 學 1 =/ テ 12 百 1 人 4 最 核 交 于 200 九 法 學 17 ツ 12 11 ラ 1 + 蓋 近 ヲ 者 1) 7 法 チ 攻 代 年 1 1-律 木 示: 1 整 賞 歐 敎 ツ = ブ 21 ラ 學 州 ス 師 1 P ル . 賛 h 者 稱 ナ 12 7 ゲ = チ 1 1 出 1 ス ス 得 7 ス ナ 头 119 1 1-テ 1) -ル 双 此 題 ナ 死 = 書 法 久 ル

三十五

律

三十八

三十九

=/

ス

許

書

11

n

=/

以

テ

新

=

成

典

チ

編

纂

ス

~

=/

1

云

フ

=

在

1)

當

時

佛

1

法

律

家

11

大

抵

此

=

プ

P

P

1

令

チ

以

未

=

佛 第 訊 和 第 死 1 テ 4 巴 闎 + 1 蘭 + 百 -1 ス 如 西 六 年 里 左 六 ラ 3 法 世 祖 世 1 和 ヺ 中 1) ン 紀 大 蘭 出 出 紀 1. =/ 1 E 學 其 以 亦 = * ス テ デ 1 势 於 後 E 混 迅 法 = サ タ 力 テ 律 同 11 テ 1 1 12 ル 羅 巴 大 1 學 和 書 家 = =/ 盛 馬 蘭 里 再 者 = = 双 ナ 佛 法 1 及 依 1) 1 6 蘭 西 1) 後 1 羅 チ 12 有 逐 講 慣 西 班 世 馬 名 テ 義 牙 悟 1 習 法 法 + = 1 干 學 律 學 チ ス IV 12 五 於 者 計 1 所 チ 12 者 多 擴 百 釋 風 テ I チ 11 張 七 舉 大 旭 1-=/ =/ 11 + 羅 抵 チ ス 1-及 =/ 2 九 禁 馬 之 ナ ル 及 12 V 年 氏 書 法 ナ 12 7 =/ 11 師 者 見 11 チ = 及 ッ チょ 干 講 於 ル 1) 1 U 然 五 す 犬 ス テ =/ 百 有 巧 V P P ル 六 名 1 1 7 = ス 勅-+ 羅川 E 1 1 V E 馬 其 六 盛 形 ス -1 後

年

=

75 +

ナ

1)

=

P

法

1

チ

F.

中

7

羅

馬

法

-

付

+

最

E

有

名

ナ

12

書

チ

著

作

+

1)

110

1

テ

"

1

1

稱

者

是

ナ

佛

國

法

律

書

15

成

典

1

出

"

ル

前

=

於

テ

10

最

+

完

全

ナ

n

書

ナ

1)

3/

叉

氏

11

高

名

ナ

12

者

+

1)

=/

武

チ

I

1

11

佛

蘭

西

,

學

者

=

=/

テ

T.

七

百

+

+

年

=

死

ス

氏

1

著

5/

ヌ

n

第 著 チ 11 16 ナ E 書 + H ウ 1 15 E 七 耳 11 1 子 To 及 第 曼 其 世 1 =/ 1 3/4 數 紀 + P 1 11 學 甚 以 七 ス 3 1 =/ 多 來 者 111 デ 11 子 P 羅 日 紀 " " = =/ 12 羅 馬 耳 第 3/ 1 P チ 馬 曼 1 法 + テ ナ 7 干 法 7 初 1 八 214 グ 法 北 及 行 七 世 " 等 律 百 日 紀 11 E 1 Ŧi. 耳 家 P 12 1 武 力 曼 + 1) = 法 チ 1 1 八 何 法 テ 盆 律 I =/ 干 年 盛 1 家 V 1 1 歷 七 ナ = T 1 ツ 死 廣 百 史 1) ナ > 四 最 ス 羅 " 等 + 羅 世 馬 E 1 馬 有 古 = -ス 代 年 名 行 法 1 1 ナ 11 1 事 歷 12 1 ル V 羅 史 蹟 ダ = 家 死 馬 1) 1

法

學

者

ス

氏

1 1/1 E

四十

四十

18

ツ

6

1

ス

+

中

最

モ

人 章 英 置 功 步 ウ æ 出 + 皆 勞 K 國 部 = 1 1 稱 於 1 混 ナ F F 11 チ 積 雖 年 古 英 書 乱 コ テ ス デ 敬 羅 來 國 1 = ル 1 111 -七 敢 佛 服 馬 羅 遂 1 収 = P n テ 語 ス 法 足 1 馬 羅 入 = 力 小 律 法 馬 此 故 = 12 ル ブ =/ 譯 所 學 法 論 ナ 1 ラ 大 = E 概 者 學 業 題 學 ナ 寸 =/ =/ , 者 略 1 1) = 1 B ナ 7 チ ブ せ T 乏 成 異 ラ ナ 17 =/ = 近 七 簡 獨 便 ス 1 3/ 就 同 就 世 百 約 Z P ナ 13 =/ -中 八 拉 從 ----+" プ 1 ラ 至 + 叙 人 T 1 ブ サ 廿 L JL 13 述 K 1 三五 テ ボ n V 之 7 年 3/ 11 テ 处 7 11 チ 羅 以 此 1 11 ** 尽 11 ツ チ 英 其 馬 13 數 1 H ツ テ ル 國 耳 羅 法 篇 1 之 别 1) 10 著 曼 羅 馬 --= 子 又 1 チ 書 馬 關 於 芸元 衰 级双 書 P n 額 テ 法 11 -ス 1 チ 1) = 最 都能 學 史 網 E ル 10 在 次 著 羅 者 E 譯 1 羅 " 1) 19 馬 第 書 吸 3/ 1-1 + =/ 法 千 ヺ 稱 四 P チ テ 用 律 八 + 年 之 ス 工 2 白 DY

73 +=

17

北

目

的

1

太

12

所

11

平

P

ス

チ

=

P

7

1

編

纂

=/

及

n

諸

編

1

法

律

書

11

排

头

7

家

12

七

ウ

1

古 知 1 11 1 チ ナ 1 1 双 共 年 ラ 理 末 來 才: 1) 力 1) 12 面 ナ 沒 以 目 1 -1 + 1 E 羅 H 來 耳 12 せい 3 日 12 1) ス 1 馬 新 曼 則 耳 1: チ 3/ V セ テ + 歷 事 種 7 曼 知 E ガ 11 チ 1) 史 新 質 羅 ラ = 1 ボ 1 V 1 ラ 馬 ブ 歷 歷 チ グ 1 3/ P サ 著 發 及 1) 史 法 史 × ス 12 1 明。 者 法 ヲ 法 =/ 1 1) 2 2 1 而 學 講 學 1) 穀 近 3 Z" =/ 1-從 究 才 世 1) 1 =/ 才 課 派 派 來 歷 フ 六 フ 書 .72 = 1 ス 此 云 史 1 3/ =/ 及 サ N =) 狐 事 誤 t 7 4 6 6 I チ 1 訊 H 漸 老 -= 1-V ko ぜ、 首 關 最 7 N 1 カ チ =/ 座 IF 3 發 生 勉 + ス V P 等 F テ 見 子 1) =/ =/ × 1 占 著 1 1) === 及 6 及 3 成 名 發 7 " X 1 12 1) 12 典 2 見 墨 1 3 ブ 3 V 國 學 -才 竟 月 = セ 及 12 ナ フ、 者 者 由 從 プ 12 =/ W ル ١٤ テ 1) 3 ラ 來 1 10 = 力 從 伯 羅 グ ウ 羅 第 A 6 1. -林 干 馬 前 1) 7 其 馬 T + 1 八 法 學 P II" 1 大 法 八 教 台 1 者 1 原 ス 律 世 11

四十三

師

+

亦

全

1

四十三

四十二

2/10

J'

書

因

紀

第

章

羅

谷 正 課 如 羅 人 及 馬 書 " 不 法 1 = 1 其 正 開 律 法 所 卷 律 1 1 科 第 道 ヺ 15 得 學 德 固 t ナ -1 1-法 道 3/ チ 1) 學 品 德 3 1

チ

解

3/

テ

义

云

1)

法党

直

=

生

ス

1

云

フ

=

别

ス

12

7

故

=

=>

敪

=

根

據

ス

羅

馬

人

1

法花 馬 學 A 4 1 法 工 律 1) ス 1 區 プ 别 12

1

デ

7

3/

P

在 律为 B 1 ル 精 1 " 1) E 格 密 法 ŀ 1 言 學 + = ラ 1 1-=/ 正 ス テ 21

神

事

及

活 人 P 11 事 近 3 ス 人 世 1 チ 學 チ == 1 害 識 學 P 者 ナ to 1

1)

為 高 3 + 名 =/ I F. D. ナ = A 1 ル 1 12 者 1 = =/

> ラ 千

> > 八

百

六

+

-年

八

+

三

歲

1)

1

E

法

1

歷

故 11 1 ボ チ 以 デ せい テ 12 =/ 世 ~ 3 === 1 12 中 知 t 世. ラ 1 羅 羅 12 馬 馬

法

数

師

史 = = 及 デ =/ 死 現 テ 存 18 也 羅 1 馬 其 デ 著 法 "

族 書 F ナ 1 註 中 1) 最 釋 240 1 チ

十四

法及國法國法

法公法及私

羅馬法

四十

公 羅 羅 羅 各 ス カ + ヲ ~ 法 馬 指 馬 馬 特 國 テ 1) 12 ٨ Ξ 法 示 法 11 1 I = 學 羅 其 人 ス = " 11 1 馬 者 法 公 性 國 女 云 = チ 力 律 中 帝 法 分 共 性 フ 法 定 1 及 · 法 國 為 所 " 萬 チ = 1-2 私 律 共 法 男 者 國 1 1 × 政 律 性 性 チ 法 目 法 P = 府 設 法 萬 及 的 1-1) 3 1-國 國 1 = 1 1 工 4 39 =/ 法 關 娯 配 法 P ス テ 10 ダ 偶 総 行 1 = ナ ナ 210 ル 國 闊 所 1 テ 中 ブ ブ ル 法 如 動 所 1) 1 = T =/ 物 法 1 丰 P 1 1 テ 力 律 人 公 力 7 1 4 E + 畜 定 天 帝 法 1 チ I, 性 共 × 1-國 11 = 1-チ 分 = 私 私 萬 = -法 ラ 存 於 種 法 法 國 ツ P 1 者 ス テ 1 11 1 ス 法 云 固 品 P IV 1 プ 7 1 箘 所 有 别 1) ラ 云 故 之 人 1 ス ナ = 1 = E 法 採 品 _ 1 羅 ル = 4 用 性 利 别 所 馬 國 -1 1 盆 如 法 1 1 3 3/ = 以 法 人 チ 於 + -尽 双 2

四十五

四十四

1)

7111

關

1)

是

民

テ

則

四十六

羅 通 馬 特 -國 反 性 各 性 行 7 入 馬 常 學 對 者 法 法 國 法 = 11 人 者 1) 羅 1 七 = = 1 = 1 12 萬 馬 タ 力 力 於 於 萬 ス =/ ル 1 萬 成 國 國 1 法 12 テ 力 テ テ 後 或 法 法 皆 為 即 律 如 21 法 法 彼 11 1 F . =/ 人 此 × 1 1 自 稱 1 1 制 畢 性 27 = 然 稱 别 皆 プ ス 度 ナ 設 質 法 ~ 21 生 4 12 チ チ V 12 即 1 者 前 分 双 行 V __ ダ 性 述 ル 20 ナ 例 折 1 E n 法 者 羅 1 法 IV 力 3 チ ナ 1 官 馬 如 ラ 舉 律 1 12 n 同 15 1 = 1) " 7 時 -E 於 1) 制 -+ 1 1 =/ V 11 物 K 造 テ ナ 各 v テ 11 丰 ナ 古 自 奴 原 國 1 =/ V 來 1 識 1) 3 E 由 11 素 1 ス 之 1 行 其 1 P A ナ 12 看 1 新〇 實 制 民 11 12 チ ル 做 1 法。 萬 度 18 71 V E コ + 必 共 " = 1 國 1 3 1 對 " 7. 法 如 ル チ + = 哲 N. 舊。 1 發 B 用 =/ 7 + V 學 法0 當 艺 見 1). テ モ اد 7 狐 用 然 ス チ 萬 時 7. ス ル 1 指 國 ラ 世 法 1 フ ~ ~ 羅 法 界 律 3 7. 丰 12 =/ =/ 馬 羅 ツ チ 云 1 1 1 七

訟法 件法 事 法物 及訴

法

1

稱

3

及

12

者

ナ

IJ

人

事

法

物

件

法

及

訴

認

法

3"

T

ス、

10

1

7

2

子

1

7

4

IJ

1

ラ

L

T.

記

3

女

12

法

律

1

都

デ

成

文

法

=

3

テ

全

17

慣

習

=

存

ス

32

所

1

法

律

チ

不

文

1

意

義

-

用

6

4

12

者

=:

节

即

政

府

1

制

定

3

4

32

1.

否

1.

チ

問

11

ス

文

書

=

=

於

テ

成

文

1.

云

フ

15

交

法

E

成文法 不文法 及

國 當 稱 所 デ -1 哲 法 萬 哲 謂 特 7. 學 自 學 ナ 國 羅 12 然 分 洪 馬 者 = 1 自 法 成 于 自 11 1. 1 之 自 學 然 デ 文 然 11 成 簡 洪 然 者 1. --チ 單 文 及 法 云 14 古 從 不 不 大 來 1 E F フ 文 者 抵 文 1 云 于 ナ 法 舊 1 同 ス 7 生 1 法 3 物 即 1 活 3 種 此 T 1 = 1 スト 1. 此 看 萬 -1 ス 17 做 殆 或 ス 云 7 人 ス 哲 羅 ス 法 1. 11 V フ 馬 同 1] 學 -7 1 17 7 遙 法 物 1. = 1 ブ 7

18

醉

3

好

ル

者

ナ

IJ

3

力

11

終

=

簡

單

ナ

12

者

=

デ

T

IJ

3

-

1.

ナ

ル

^

3

1.

考

^

是

三

IJ

1

+

L

IJ

+

IJ

然

ル

=

羅

馬

1

萬

國

法

1.

チ

奥

義

1

3

女

12

者

ナ

12

力

其

羅 馬 法

四十七

グ三十

ケミナ

羅

馬

洪

及

L

-3"

アス

1

2

ス

7

1)

ブ

女

4

羅 接 在 凡 羅 义 フ = 1 馬 第 y 馬 出 1 1 12 文 11 然 1 字 法 立 法 7 11 自禁一然卷 私 法 學 叉 國 12 1 12 = 1. 法 ナ 出 1 1 11 1 E = 法元 常 1 立 1 7 逢 英 1 11 政 ガ 定 7 吉 To 治 法 1 身 フ ナ 及 法 P 3 + 利 等 L 七 云 --固ずス 分 IJ H 法 1 チ 1 1 1 ラ ナ 有 即 論 ナ 執 優 直 P ナ 2 法上 斯 讀 法 接 究 者 ス L 1 統 者 1 ス 1 4 平 時 力 治 如 E ル モ 等 以 者 令 1 + 1 F 來 達 力 法 ハは 1 1 全 間 + 律 執ご 直 ス 權 法上 篇 接 接 IJ ル 1 利 官文 チ 皆 所 1 人出 = 篇人 人 定 暗 制片 1 命 E 事 法 事 定 合 1 = 七 物 統 法 ス 1 1 1 件 唯 治 1 12 1 チ 訴 别 者 裁 統 所 訟 判 治 1 T 1 力 者 IJ 根 1 認 官 七 -直 元 制 許 力 1 法 接 ハラ 默 定 ナ 3 立类 = 法 許 云 1

四

品

别

確

定

3

1

云

法

ニュ

立

法

E

間

ス

n

*Sanction 德 德 羅 好力 オ + 來 生 施 IJ -1 3 慣 己 1 1 1 3 行 馬 ル ル 3 trend 法 法 熟 點 テ 固 部 法 = ス ス = 誤 對 曲 1. 1 手 3 有 分 = 12 = 謬 洪 3 云 於 4 洪 於 IJ 11 チ 2 或 性 氏 フ デ チ 律 成 テル 法 12 11 制サンク 普デア 質 羅 政 招 文 律 E 11 = ス 裁 1 A 治 + 字 馬 外 同学 ナ 七 4 異 定 L 易 法ご チ 1 ナ チ チ 1 12 加 引 法 統 襲 双五 丰 立 効 = ラ = 用 治 文 踏 法 ハほ 力 セ 1 フ ス 3 其 字 自デ 1] 者 部 故 デ 3 ル 3 チ 然 抑 テ 他 ナ 卽 有 1 3 E = = 洪二 此 說 1 命 1) 由 羅 1 力 ル ス ナ 等 明 洪 令 何 1] 馬 T 1 1 12 12 1) 制 稱 1 セ h 1. 1 1 P 1 T 洪 故 显 定 裁 1) チ ナ ス 1 1 ス 名 問 判 + ナ = 1 L 17 七 1 ル 其 之 譽 吉 别 5 書 所 1) 12 11 E 制 1 所 自 ス E = 1 1 -1 裁 背 洪 T 然 自 執 ナ 12 久 P 聯 爲 然 1 チ 7 ル 7 力 行 12 受 好 洪 x 命 是 1. チ ラ 3 平 以 實 令 羅 7 丰 1 -1 11 11 名品 洪 自 馬 羅 デ 11 12 11 11 1 他 譽 ナ 大 然 許 云 馬 二 1 1 純 1) 多 1 1 1 = ^ = 行 1 人 粹 法 1 チ 1 不 曲 政 12 要 好 及云 適

四十九

民

三

V

=

道

時門

ケ三十三

用

IJ

デ

11

古

當

官

定

洪

輿

論

日

11

牛

ス

22

法

1

1

大

=

其

性

質

チ

異

=

3

明

-

A

定

卽

政

抬

J.

1

洪

-

種

類

チ

成

ス

七

1

ナ

IJ

羅

馬

1

自

然

法

チ

作

1)

及

ル

機

關

11

重

ニッ

外

國

泰り

規立

程小

ナ

1)

羅

馬

國

士

1

外

國

1

7.

1

關

係

チ

規

程

ス

ル

二

1.

1

謂

工

72

外

役

所

之

ナ

加

ナ

12

ナ

1)

人

=

依

IJ

テ

之

チ

加

フ

11

T

1

ナ

V

1.

老

政

治

E

1

法

1

制

裁

11

定

3/

7

今

羅

馬

进

=

言

フ

所

1

自

然

洪

11

前

200

述

フ

12

如

+

道

德

上

1

法

若

11

1

人

苦 律 サ 卽 法 及 痛 時 1. 七 12 12 亦 者 卽 V. 好 1 之 制 異 法 1 1 皆 裁 者 法 ナ 1 是 同 抔 チ 1 12 蒙 等 敷 所 3 11 之 ナ 1 20 1 17 法 3 A 所 12 ナ 然 作 1 = ナ 七 1 制 從 1 12 L 作 A ナ フ 双 1. 3 チ 不 IJ 時 壬 甘 他 確 左 及 好 定 1 --V 11 2 法 此 ナ 1 干 ス 1 此 ^ 抔 1] 然 種 點 3 = 1 而 加 1 = 3 ル 法 於 テ 3/ フ = 之 政 1 テ テ ル 立 治 大 = 所 11 違 法 上 時 1 = 制 1 相 好 反 部 裁 1 法 異 1 ス 洪 制 ナ ソレ 11 11 等 定 或 不 七 12 確 確 點 大 1 1 定 定 ル 人 11 T 或 法 定

五

+

か三十四

程 書 叉 來 法 奉 原 1. 3/ 1 至 七 チ É 外 ナ 國 存 云 テ 則 サ 行 1. IJ 然 1) 或 或 號 士 チ 13 ス フ 1 12 蓋 洪 者 發 管 人 國 3 1. 12 -ル 著 1 所 以 行 所 轄 1 T 1 1. -書 規 間 1 考 1 テ ラ 3/ 1 3 11 則 1 固 交 固 人 地 テ 屬 11 ス フ 元 チ 交 有 然 際 有 目 方 後 11 ス 以 立 際 洪 法 如 チ チ 羅 ル made World 12 法 デ 支 觸 1 n 云 馬 1. = = T 羅 部 嚴 斯 雖 答 配 區 フ 1 V 1 馬 亦 刻 1 國 别 易 ナ = ス 為 ナ 於 人 此 如 IJ 丰 = 1 七 X 17 12 テ 定 自 過 丰 法 處 IJ 夕 丰 === -0 暗 法 然 規 + 律 抑 足 國 征 爱 E. 法 則 民 自 揭 1. 奉 服 -= ル -之 爲 チ 情 普 然 11 出 外 1 行 セ D. 漸 規 洪 通 3 = 七 ラ 國 チ 11 及 適 次 認 デ 則 毎 ナ 1 IJ 人. L 支 此 羅 x 12 七 ナ 1 年 1. 12 其 他 配 羅 原 及 11 1) 原 其 馬 云 適 則 馬 則 施 1 ス 1. 法 12 12 フ 機 塲 用 思 行 12 チ 1 1 1 11 = 過 集 惟 奉 後 歸 合 1 ス 保 以 二 园 + 1. 合 行 護 前 3 ---11 = ル 法 於 域 力 及 1) 女 所 3 ナ . 11 律 羅 ナ テ 受 羅 3 チ 及 E 1 11 擴 力 家 馬 テ 規 1 馬 L 七 15 ル 後 國 國 自 則 1 1) x 1 干 ル =

五十一

著

年

ケニャ五

屬

ケニ十四

1

士

=

然

1

古

士

ス 固ず 或 相 權 事 獲 盟 テ 右 七 1 === 異 續 上 子 得 有力 域 及 = チ 1 1 法 テ 1) 例 得 1 ス ナ 立 ナ = 7 1. 12 1. 血 + IJ 洪 擴 之 文 17 12 12 自コ 統 爱 張 3 1 チ 12. = 1 11 及 規 テ 然, 手 + 明 = ス V -1112 上子 示 交ッラジ テ 羅 段 12 許 則 ス > 二 附当 3 相 馬 銅 チ 水 シ チ 3 1 1 及 親 存 續 固 用 牙 ~ 表 チ 2 ナ IJ 以 有 族 1 2 9 ス 12 ス 3 勉 4 法 法 之 7 チ 3 或 法 ル 12 7 V 律 1 等 律 ス E = 及 = L 11 1 及 定 裁 1) T 日 力 契 方 學 7 3 法 其 ラ ij 相 約 1 判 云 山 者 L 外 最 續 + P 营 大 11 2 12 フ 11 1 别 IJ 所 1 盛 チ 1] 3 3/ T 羅 テ 科 爲 哭 無 解 ナ 然 1 1 工 馬 專 目 遺 1 釋 1) ス 11 ル ---洪 定 囑 ラ -1 七 3 3 = = 7 ナ ッシ 自 固 相 ナ 自 1 曲 デ 11 J. 解 然 續 規 有 凡 + 然 = IJ 後 1 釋 法 1 則 其 法 問 法 年 3 ス 1 ス 云 意 答 1 1 P 1. チ 七 = 12 管 方 揭 自 規 T 味 及 チ 口 7 轄 以 法 然 則 子 11 E 1 チ 名 擴 時 洪 1 テ T テ ス = L 1. 充 代 於 IJ 此 1. 3 3 27 11 3 實 法 對 無 財 ナ 所 テ 三 契 3 卽 約 產 律 IJ 女 T 遺 所 及 11

五十二

其

3

IJ

3

チ

ル

民

有

囑

恢

復

3

得

12

淮

契

約

上

1

權

利

等

1

皆

此

部

女

ル

二

1.

古

來

固

有

法

上

1

權

利

1

毫

T

異

第

自

然

法

L

1

權

利

=

3

デ

前

記

1

E

1

1

外

11 值

接

=

出

訴

1

原

由

1

羅

馬

法

務

11

紛

失

3

4

ル

物

品品

チ

他

人

理

由

ナ

7

3

第 人 物 左 1. 認 權 權 1 x -= チ 自 關 獲 ダ 種 然 1] ス = 12 洪 創 方 問 12 法 1 自 别 -前 或 然 11 ス 部 洪 第 ---記 分 -11 卷 載 固 1 固 有 = 3 有 法 於 及 法 1 デ 12 無 上 之 之 定 デ テ 23 說 契 於 認 テ 明

採 3 及 12 程 度 1 深 淺 -

由

IJ

テ

义

規

則

10.00 17.00

從

フ

七

1

ナ

1)

物

貸

借

契

約

等

11

之

チ

物》

件

契ァ

約ル

若

n

11

實

行

契

約

1

云

6

何

L

干

自

然

法

1

郇

賣

買

賃

貨

會

配

等

1

如

半

契

約

11

之

チョンセン

諾アル

契約

1.

云

E

使

用

貨

借、

消

費

類 約 テ ナ 1 拾 12 --屬 私 取 I 犯 IJ 1-ス 此 ナ 灰 3 種 シ 1) 12 生 1 1 權 丰 ス 利 遺 22 賠 失

11

其

確

固

者

之

チ

五十三

ケ三十七

ケニ十六

カ事系

英吉利法律講義録 1886(明治19年) 第1年級第3号(1886年10月2日発行)

七

出

訴

權

1

原

由

1

ナ

12

F

1

償

1

義

拂 保 故 却 主 羅 1. 1 1. 3 ス 1 負 雖 證 ナ 馬 + 1 = E = 及 12 债 法 契 自 負 ラ ラ ル 4 IJ 1 コ 債 律 然 其 裁 約 T ス # チ 1 12 判 £ 書 得 上 者 1 ル チ 12 二 其 認 入 ^ 1 雖 許 所 子 1. モ 質 1 以 x 義 チ 後 衡 # 3 1 = テ 等 叉 務 主 之 平 塲 テ 曲 = 1 之 有 張 ナ 法 合 1 7 至 # 1) 自 償 テ 効 如 1) 3 1) 上 テ チ L 其 示 之 不 法 却 1 ナ 妖 1. 丰 1. 抵力をプショ 完 抗 律 サ 金 L 7 12 1 3 七 自 辯 幾 執 員 L 全 1 及 T 2 然 12 分 行 義 = + 1 3 チ ル -叉 75 取 於 原 ス 1 E 務 1. 12 自 義 固 1 1 展 テ 丰 由 ル ス 1 # 償 然 有 以 務 右 義 什 義 1 1. 債 E 洪 上 等 務 務 却 從 ナ 1. 2 之 稱 義 1. 1 主 1 相 = 12 15 1 義 就 殺 出 義 義 矢 務 チ 1 七 ス 訴 之 認 務 務 張 務 丰 1 ナ 1 12 羅 主 + チ ナ 採 テ 原 1 ス 1 11 張 之 握 直 馬 盾 曲 17 1] 3/ 11 ル 錯 持 間 接 例 1 雖 チ 及 3 1. =: 誤 出 接 人 間 爲 テ 丰 4 ル 大 1 债 單 訴 定 接 出 取 3 = = コ 11. 之 主 權 法 訴 展 由 ナ 女 1 = 3 自 1 力 1 チ 1 1 1) 1 チ 1 ル 訴 負 然 原 執 得 テ 原 チ ラ 1

五十四

部

七

由

丰

即

债

チ

支

得

E

由

行

比

較

3

般

=

近

世

1

學

者

1

所

1

自

然

1

係

11

ラ

ス

何

國

1.

雖

道

德

H

應

#

=

採

用

七

#

ル

可

7

#

理

チ

指

示

制

定

施

行

ス

ル

1

否

1

=

1.

11

哲

學

L

1

理

想

即

道

羅

馬

法

德

上

1

法

律

羅 分 ラ ス 1 ラ 2 # 馬 存 # チ ル 15 自 學 法 在 爲 12 ル 以 然 者 律 ス A ス 前 洪 種 1 モ ナ 12 中 IJ ナ 1 1 = = 存 解 關 1. T = 1. 係 3 云 ラ ス 云 11 # デ 自 ^ チ 12 11 夫 然 + 支 1) 七 L 妻 法 配 1 ル 11 可 决 1 1. ス =

3

テ

生

3

得

1

力

ラ

サ

ル

1

類

1

關

係

3

支

配

ル

法

律

ナ

1)

1.

解

3

普

同

法

11 旣

=

政

治

配

會

3

デ

之

V

無

7

2

11 人

種

1

牛

殖

得

宁

期

又

可

閣

係

親

子

1

關

係

抔

1

如

11

政

治

社

會

1

未

起

普

同

法

1

ナ

园

别

ス

ル

七

1

7

IJ

卽

T

12

40

T

ラ

ス

若 普 普 IE. 7 通 同 理 11 法 神 上 ナ 法 1 ナ 12 法 解 原 = 則 理 3 ス 若 ナ デ ル 實 IJ 1 1 說 際 1. 11 並 全 チ 云 法 世 聞 6 自 界 チ 17 以 然 中 = 法 テ 1 普

大

部

分

1

國

民

1

探

用

ス

同

进

1.

1

各

國

人

定

法

チ

ル 所 1 五十五 正

訟 先 為 律 依 洪 ラ > ス 人を 第 手 3 律 ガ 1 L 2 12 物わ 卽 續 ---小 1 及 1 11 モ 自 1 部 問 叉 P 1 ~ == 12 訴 洪 類 别 洪 然 + 1 ス 2 11 訴か サ 律 訟 果 毅 法 13 17 14 法 認 課 3 如 1. チ 何 1 4 テ 書 普 何 云 1 3 3 = = 何 關 1 類 語 デ 同 ~ 1 ガ 曲 第 權 論 法 IJ チ 1 ス 1 1] 别 用 利 主 然 J. 七 P テ ル 意 卷 チ 之 ブ 2 ス 干 11 L 第 規 -全 V = 1 1 1. チ 出 定 法 ナ 八 11 E 定 n E テ 律 條 助 1) 同 大 1 力 2. 法 此 琴 ル 1 = -4 ル 品 意 法 12 全 日 P 1 p 别 体 吾 味 成 律 立 七 ス 典 1 法 人 1 チ チ --11 對 創 ナ 分 官 語 此 チ 1 主 定 ラ 支 敎 立 力 子 1. 法 自才 配 課 3 デ 2 3 t 乎 A 交 書 1 及 ラ ス 3 成 請 法 耳 分 12 2 12 法 物 别 使 記 典 フ ル モ 之 法 律 用 載 1 1. ---ス 訴 相 チ T 1 ル A 3 ス 討 對 意 訟 所 全 1) 4 12 究 法 部 所 立 1 1 3 11 法 訴 七 ナ 七 1 -

五十六

分 物 權 律 甚 次 テ 3 1 ル 12 = 形す 守 難 利 方 對 法 七 4 七 = 7 式 亦 法 15 1 人 チ 3 F 大 IL = 法 幾 變 何 4 ナ チ チ 1 12 = 1 權 性 記 分 更 定 7 1. 1 ル L 殿員 物 載 力 利 預是 ナ ス L -12 10 法 純 ナ 法 1 ナ 七 ル チ P L 12 論 定 ナ 粹 ラ ラ 人 IJ 1 1) 1 11 結 才 此 1 = IJ = セ 人 2 = 法 然 品 開 果 第 IJ 3 關 1 式 蓋 别 デ ス T ル " ス ス 訴 其 于 1 チ --= ル 12 11 ル 質了 認 成 為 闘 訴 ガ 部 E 1 2 体光 係 法 認 典 類 氏 ス 1. 1 1 法 原 ナ 1 ナ 1 ス 11 T 1 11 論 性 理 1) 1 共 洪 如 12 ス 質 樣 今 部 律 丰 チ ス E 1 -毅 探 本 同 1 チ 1 1 = 7 11 備 性 書 於 課 究 雖 此 論 3 = 質 多 デ 書 ^ -11 3 1 ス 3 救サン 訴 幾 デ デ 人 者 A 17 -12 救 有 認 分 於 1 1 1 1 = 盟 之 法 法 力 IF. 法 權 太 IE デ 訴 律 權 别 利 チ ル チ 17 格 瞭 論 訟 權 此 P 義 1 7 T 實 哭 人 執 卽 區 務 知 1 ス 12 体 行 ナ 主 别 1 理 1 チ ス 12 性, 部 主 IJ 規 人 由 人 ナ = 11 關 性 第 嚴 定 = 12 1 mist treed =3

五十七

物

ス

1.

關

が四十一

ス

於

規

1

權

重

#Unequal 法 蓋 者 T 3 30 利 1 及 1 係 右 ナ 實 即 外 人 1 12 物。 1 所 -12 1 例 不是 區 際 10 點 有 國 = 論 1 法 上 外 别 法。 平台 者 人 法 P 究 律 E 便 1 10 等力 家 ラ ナ 1) 1 11 3 11 洪 之 利 長 3 大 平。 ナ シ 外 3 只 チ 及 解 ナ 等。 テ チ 般 -50 12 ル 論 格 點 家 身品 論 10 12 益 ス 1 所 段 力 ス 族 分子 關。 究 ル 成 3 -ス 1 = ル 根 1 係。 = = 典 IJ ス 11 法 品 足 3 七 10 據 ^ 考 七 12 = デ 1 别 1, 1 ラ 1 洪。 + 1 於 3 フ 例 稱 1 廿 111 律。 テ ナ t 1) 4. ル 外 3 1. 1.0 V. 1) 1) ス 12 左 ル 1 尚 1 物 云 論 之 + 定。 1 根 丰 洪 之 チ 1 1) 1 11 解。 3 本 11 スの 1) 律 人。 物 言 法 人 チ 不 1 120 詳 然 10 換 チ チ 平 匠 1 11 言 I O 區 法。 法 1 V 等 别 1. 1.0 角是 ス 别。 1 ナ 1 10 V チ 普 チの 不。 於 七 L シ IJ 關 11 此 通 11 得? 40 人 亍 係 亏 1 1. 說 此 1 ~0 契 奴 等。 1 1 1 云 = 隷 法 約 3,0 法 = 法 1 10 フ 者 テ 律 者 闘っ 及 律 1 ---= 自 11 係。 權 於 11 1 及 1 1. 深 未 盟 デ 由 利 平 10 3 チ 以 别 丰 又 1 法。 得 等 11 差 其 國 テ ス 平1 律。 11 1 ^ 異

五

ル

關

シ

等力

1.0

權

士

亦

决

y

捨

ツ

可

ラ

#

12

必

要

11

己

===

論

3

及

ル

如

17

人

平

等

1

云

1

12

7

ŀ

E

闘

係

T

ル

11

實

-5

正

理

==

反

3

久

ル

3

1.

ナ

IJ

然

L

常

=

平

等

7

關

係

1

存

太

フ

事

デ

以

テ

正

理

1.

云

フ

二

1-

1

同

視

セ

IJ

卽

個

人

1.

個

A

1

1

間

=

道

德

法

1.

同

11

平

等

1

五

定

法

=

於

テ

17

主

權

者

即

1

1)

然

ル

人

定

法

上

1

權

利

17

人

民

1

人

民

1.

1

關

係

ス

ル

七

1

==

3

产

之

チ

N

二

1

チ

認

4

ル

七

1

ナ

ナ

意

味

3

叉

11

主

權

者

1.

羅

馬

法

A THE RESIDENCE AND THE COMMENT OF THE PARTY OF THE PARTY

决

3

デ

人

定

法

上

1

權

利

義

=

於

テ

1

劣

者

T

IJ

方

=

何 1 1. 1 ナ L 11 平 等 及 1] 不 1. 平 等 ナ 12 事 柄 1 法 律 IJ 1 思 想 -於 テ 最 必 要 ナ ル

七 + V 11 ナ ボ 1 ス 1 氏 1 云 1

個 人 1. 個 A 1. 1 陽 係 = 就 丰 デ 11 1 定 法 ÷

義 於 物 人 務 民 1 12 務 力 民 テ ナ 11 F = 服 人 生 ij 1 1 1 1. 無 從 定 云 セ 1 1. ナ 敵 法 要 關 11 プ チ ス 呈 係 何 3 1. 1 == V 優 ス 於 不 1. チ 丰 11 者 平 ナ ル ナ テ 七 11 等 所 意 7 1 11 V 味 卽 1 不 1

優

者

7

7

#

12

į.

丰

人

定

法

11

必

ス

+

方

五十九

ケ四十川

所

ケ四十二

身 等 成 言 死 方 ini デ 云 12 1 = 公 分 立 換 生 小 テ 干 1 = 3 七 法 官 法 身 テ 1 可 19 1 フ 力 1 公5 權 分 位 主 1 ラ === ナ = 1. V 法リック 屬 洪 權 知 1 1) チ ス T 1 平 有 例 野 1 種 IJ ス = ナ 12 存 服 可 等 曫 = 1 論 ^ 久 テ 3 ~ 從 屬 女 丰 双 優 3 1. 人 12 3 11 平 古 所 者 又 ス 女 才 ル 13 12 二 等 未 1 Ŧ 丰 1 1 1. 12 12 1 12 羅 身 開 戀 明 劣 A 關 必 1 ス 1 係 者 民 チ 1 竟 馬 分 1 力 + " H 適 公。 郇 7 此 關 法 立 チ 1 = 2 當 洪。 y 舉 温 氏 係 身 法 不 チ 3 及 平 灭 分 引 11 チ 10 デ 11 = = 不 叉 看 洪 於 等 人 主 用 ___0 11 L 權 論 政 過 平 テ 部。 1 1 3 1 11 法 等 關 府 者 如 分。 3 テ 11 X 往 方 1 係 1 4 1 1 私 力〇 丰 ル 種 不 握 洪 K 私。 チ 極 -大 ル 平 家 待 部 有 1. 私 进口 x 類 11 1 等 主 遺 分 面 法 及 テ = = 0 ス 1 由 權 長 目 1 侵。 多 憾 11 1 1 ス 政 中 入〇 Thi IJ 者 + 1 丰 3 18 チ 關 其 傷 左 テ IJ 治 所 3 T 100 3 IJ 卽 係 妻 害 應 テ 1 4 1. 1 V 憲 私 種 チ 權 子 サ 7 云 11 3 12 他 法 意 法 力 公 k ナ -7 ---T 味 法 對 適 1 日 7 1 11 1 = 於 當 1 1) ス 11 二

六十

付 有 與 3 3 及 × 12 7 E 1 ル ナ 七 1 1 叉 ナ 奴 隷 1 制

度

1

如

丰

E

私

人

=

德 1) 上 1 權 利 チ 侵 鑿 ス

ル

E

1]

始

ス 7 7 == 極 x

华平平

ス等等

1)

及

12

七

1

+

1)

面

3

テ

不

平

等

1

平

等

チ

生

3

來

32

7

1

17

哲

理

歷

虫

家

1

能

17

知

ル

所

=

3

テ

往

昔

经

12

暴

君

ナ

1.

1

道

德

1

H

罪

P

ル

1

論

チ

待

#

V

1

七

夫

V

7

=

弱

國

チ

不

幸

3

陷

1

12

1

チ

答

x

サ

12

+

1]

左

V

1

人

1

X

12

1

丰

1

般

=

臣

民

1

臣

民

1

1

間

=

不

平

等

1

存

ス

12

コ

1

先

驅

1

3

テ

避

7

^

力

ラ

#

ル

七

1

ナ

V

21 哲

理

學

者

T

ヨハ リ不

政

府

叉

1

人

定

法

1

强

力

1

E

1

弱

者

1

道

專

制

君

主

1

地

位

チ

t

部

分

チ

_

家

長

=

食 ナ テ

必

要

ナ

際 國 = 恣 = 3

及

深 定 ス 法 7 ラ 此 後 根 吞 世 既 源 1 開 1 チ 耀 為 明

1 ル ヨ 七 IJ 1 生 也 然 3

度 7 チ ル 減 チ 見 小

#

平二文

等ハ明 ナ人社

リ民會

V

1.

T

文

明

1

進

2

=

從

E

此

人

民

間

1

不

平

等

11

次

第

3

其

程

3

及

12

E

1

=

テ

現

=

民

法

1

笛

條

中

=

其

不

平

等

1

痕

晴

チ

留

2

潔

=

君

主

1

人

民

叉

1

治

者

1.

被

治

老

1

1

間

1

外

1

復

不

平

等

羅

馬

法

六十

三十八

之 權 質 前 於 + # 1 1 = 13 12 力 條 チ テ 凡 區 チ IJ 其 人 12 == 决 欠 当 1 = 7 跡 别 至 11 1 於 羅 75 ス 17 力 平 1 . チ ル 所 デ 等 12 1 故 馬 絕 如 等 F 身 1 公 E 1 1 ナ = 7. 丰 1 分 法 後 後 權 1 T 親 ナ 11 1) + 女 1 叉 見 世 殆 チ 1 ŀ 1 4 A 得 權 ル 23 1 現 L 2 不 憲" 幼 法 = ル 力 11 4 今 1. 11. 刨 相 法 者 y 夫 民 = 1 1 ル 1 漳 同 1. 1 將 社 1 1 光 1 定 關 ナ チ 7 3 女 權 程 會 日 注 洪 係 3 1 7 後 力 IJ = 11 意 其 1 洗 チ 見 旣 1 テ 1 權 權 論 之 箇 セ 人 滴 滌 曾 = 利 利 # シ 1 當 テ 大 1 チ セ 義 義 公 公 羅 ル 及 地 1 ラ = 務 務 法 4 品 馬 此 1 位 11 L 力 1 力 1 1 1 域 法 方 及 = 謂 如 是 職 ラ 至 向 = ル = 何 部 務 存 ス 11 減 程 ブ y = 成 純 1 11 分 テ 縮 進 チ ナ > 統 程 粹 盡 3 ナ 1) 及 步 11 七 伙 治 T 近 1 1] ス 見 ラ ル 3 等 者 1 ル 七 世 人 洪 1. L 三 1 定 = -爲 1 内 奴 律 1 1 統 訴 官 法 法 外 隸 身 1. 3 1 治 1 人 デ 看 理 國 分 1 前 11 者 性 做 旣 テ पि 1 上 = =

六十二

法 異 其 有 行 テ 德 人 全 チ ル 1 制 執 定 ナ 上 權 七 1 權 1 ス =: 屬 # 行 限 異 1 利 法 人 力 12 ル 官 法 定 ナ ス ス ナ ス 12 コ = チ 人 + 1 依 洪 制 ル E 12 12 ル 1 點 等 所 神 1 = 1 1. 1 日 限 3 旣 權 1. 1 1 27 1 云 1 = 11 ス 於 皆 道 知 人 法 獨 ナ = 利 フ アレ 德 踏 テ 4 人 1 抔 七 T 12 チ 二 洪 上 君 定 1 1 有 1 3 21 V 1 人 卽 1 法 法 1 命 卽 3 1. ス 11 定 是 1 身 制 知 令 是 律 七 人 12 洪 統 部 分 裁 意 上 定 = ル チ 七 依 法 所 冤 治 = チ チ 法 = 1 1 以 及 T 1) 者 屬 ナ 明 義 12 11 1 統 テ 示 ラ テ IJ 務 = ス 1 七 品 之 治 ス 至 左 7 12 ス ス T チ 域 者 3 IJ 負 チ ル L ナ 外 耳 1. ラ 觀 テ 得 テ 1. 日 1 云 11 ス 11 = 外 憲 物 IJ 謂 # 出 L 11 サ 1 箇 决 委 法 1 道 11 L 3 11 12 17 憲 法 托 1 3 1. ナ 勿 11 1. T ル 興 法 テ # 之 1 丰 論 E ル 1 -論 洪 人 此 統 統 1 L 七 チ ナ 1 統 律 等 1 定 統 治 治 女 1 IJ = 洪 治 上 法 治 者 者 双 ル 1 11 テ 者 1 1 權 者 = 人 ス 1 統 統 = 過 身 力 故 權 1 定 テ 治 治 -= 權 分 部 對 丰 法 力 者 チ = 七 者 力 執 ス チ 4 私 1 道 シ 11 11 11

municipal - notil

六十三

山名 權 來 第 憲 人 者 私 刨 1 3 一ほ 自 言 洪 1 人 公 1 1 及 國シ 由 自 自 法 身 政 1 法 チ チ 12 以 人 曲 士太 關 用 由 = 治 T 1 分 權 及 人 規 係 統 = 上 E テ 1 1 奴 關 = 定 身 治 1 1 卽 3 1. 隷 家了 種 復 權 其 分 者 3 ス 云 12 權 族引 力 政 法 1 テ ル 類 王 -7 1 是 所 治 1 ナ 闊 1 チ 1 自 人 1 云 E 種 は ナ IJ ナ 1 3 丰 曲 1) 身 又 17 テ 1 チ フ 1 1 2 論 自以 分 人 羅 論 E 11 31 = 1 究 由 民 馬 人 1 1 1 ス 3 區 1 事 法 定 ス ス = 12 3 左 及 别 E 法 11 = ル 11 1 奴な 於 羅 V 1 T チ 木 = 隸中 左 權 要 11 テ 馬 P ラ 11 自 利 法 ス = 1 ス ハ ラ + 曲 别 = ス チ 4 = ス 點 指 テ 由 及 == 3 示 關 テ ル = 1 12 双 閣 人 道 3. 3 = 自 テ ス 12 ス T 德 曲 上 1 七 1 ラ 12 牛 1 1 1 七 云 ス 來 格 チ 1 = フ 3 自 别 文 言 1 3 テ テ 字 法 由 千 ス チ 理 集 人 テ - 12 執 15 自以 復 生 法 家 合

六十四

=

關

3

テ

1

DU

種

類

T

ル

七

1

1

云

ナ

1

3

夫

權

1

妻

チ

子

女

1.

同

1

地

位

族

權

=

€ Cives *Peregrini 權第第 國自

羅 馬 法

V Latini *mancipium 士由 夫なメナス 士 權 之 分 第 部 人 上 官 第 權 權 = 分 權 -手 1 チ チ 賣をマン 家 種 有 子 卽 政 國 = 1 1 渡り 族 闊 治 1: 孫 財 中 類 セ ス 權力 產 間 民 上 權 = = 3 1 ス 於 關 外 叉 事 及 ナ テ = = = 13 關 位 後 固 民 4 3 L 關 T 亍 有 事 尤 國 ス ス = 1 3 12 權 家 士 法 權 L 1 テ 11 12 12 卽 長 權 第 -ラ 1 1 1 F 1 父 家 テ = 規 財 人 權 1 1 權 族 種 定 產 種 11 1 = 3 -之 元 1 及 11 1 チ テ チ 七 = 及 自 長 增 有 婚 チ 政 12 分 1 國シ 奴类 外 加 所 ラ 1 3 治 姻 " 熱ススス 士不 -權 國 婚 上 3 1 政 = 之 財 種 = F 人 姻 1 關 治 及 1 外点 於 名 權 產 類 1 チ 上 = ス ラ 4 目 Ξ 關 J. 國 チ チ 12 1 為 及 L 種 權 有 テ 權 人 ル ス 又 權 婚 P 七 ス -12 1 1 = 及 = 權 姻 區 1 1 ス 1 七 ス 子 種 唯 1. 上 外 1 耀 别 1 チ + 孫 有 民 1 國 恩 = 云 t ス 分 權 V 七 事 E 人 權 IJ = 於 w t 國 立 國 11 ス チ 1 即以 結" 左 士 有 政 法 士 4 1 家がテ 極了 權 セ 治 權 1 1. ル L 長大 家 權 1 外 ス F 及 權 11

六十五

或

國

以

任

11

1

*Mancipium

凹 長ア 及 身 人 族 家 ナ 1 ラ = E 種 國 分 長 權 ラ リア 11 置 = 12 品 士 買 利 1 3 11 ス 1 1 17 アリエ 第 從 别 受 全 力 デ 奴 = チ 干 リアス 園大 又 1 糕 關 有 如 3 1 1 ナシュリ 種 久 同 ス 3 ---1 ス ナ -リス 個 對 右 iffi 1) = 12 12 3 就 族人 九 ナ 家 7. 1 1 1 3 テ 3 箇 被 國 賣 丰 ス 同 如 テ テ 長 L 賣ど デ 1 1 士 5 3 11 11 Y 11 家山 種 家 奴 11 1 ナ 奴 V 2 V 重 類 族 族 隸 隷 人 1) 及 3 2 t t チ 但 = 1 == F. 11 12 3 付 = 1 自 其 比 所 = 大 T F. 自 中 種 獨 擬 丰 地 由 1 7 4 由 類 立 家不 ガ 位 1 七 ナ == 1 族 就 叉 人 1 == 部 1 9 12 1 屈 字 チ 續 P. 丰 11 類 チブ 權 ル 論 别 從 意, ス テ -1 L 11 = 家 屬 間 味文 叉 依 3 1 人 テ 1. 第 論 長 ル 1 論 IJ 11 E ス 地 1 政 世 其 3 3 1 コ ル 種 位 妻 治 間 家 子 及 111 1. 干 獨言 ---=== 上 長 孫 12 チ 1 1 = 立了 就 所 得 身 對 1 1 + チ 權 分 為 奴 丰 ニリス 3 1) シ 11 隷 詳 斯 テ テ テ x 11 3 3 チ 畧 子 停 亍 日 七 力 11 11 . == = 自 只 孫 他 賣 他 1 h 止 自 11 樣 間 家公 曲 家 1 由 1 セ 1 12

六十六

法 近 接 定 重 # 親 止 2 1 2 天 子 代 卷 法 要 1 力 1 1 = = 特 財 全 大 1 ナ 鉄 3 1 1 1 國 部 制 產 今 部 關 法 大 士 = = 12 家 自 出 及 係 律 部 分 作 チ E ラ 妖 人 族 搆 後 分 テ 1 テ = 11 = 出 法 且 權 法 於 道 成 見 1 11 -1 人 重 德 1 七 1 テ 1 テ 1 1 闘 他 幼 改 般 種 E 家 唱 1] 七 11 以 身 動 係 者 外 族 1 1 1 ~ = 物 生 家 法 1 民 前 分 國 及 1 11 事 律 存 關 族 世 1 11 1 人 1 ル 此 區 界 造 土 係 事 1 1 七 5 1 必 關 規 柄 = 1 1 1 别 1 = = 法 定 ナ 要 出 關 如 係 11 ·王· 15 1 人 1 適 1. 係 殆 ナ + チ = ス ル 定 双 用 大 家 關 論 1 12 12 七 11 消 所 洪 次 只 族 渦 3 T 1 = 七 得 其 其 滅 1 1 多 的 1 = = 七 支 性 闊 IJ T 1 1 1. 7 -3 質 财 家 部 配 丰 係 1 ス 牙 Iffi 產 左 族 分 ナ 廿 七 ナ 1 3 ル 法 異 法 y 及 テ 1 L チ チ ル 純 人 爲 律 以 氏 = 1 = 1 1 粹 權 亍 家 支 デ 1 3 1 ス 1 其 即 族 配 夫 毅 + 女 1 12 111 事 點 妻 課 T 1 ス 100 12 ル = 家 分 關 テ 1 書 抦 ナ = 12 ル 關 過 人 闘 族 部 係 示 1 1 Fo 第 法 人 係 係 7 サ 3 1 丰 1

六十七

四十五

主

人

1

爲

x

=

銷

刑

烙

刑

=

處

セ

ラ

L

叉

11

拷

問

チ

用

E

テ

處

斷

セ

ラ

V

其

他

70

人

記

ス

12

重

刑

1

活

唇

チ

受

4

7

12

コ

1

ナ

丰

奴

点は

1

解

放

=

會

フ

1

丰

11

塲

合

==

JE.

T

1)

决

3

テ

羅

馬

國

士

又

11

ラ

チ

ナ

1

ダ

ル

身

分

チ

有

ス

11

能

1

ス

右

=

=

依

IJ

或

11

羅

馬

國

士

1.

ナ

IJ

或

11

ラ

チ

ナ

1

1.

+

12

1)

解

放

チ

受

ケ

7

12

1

丰

1

敵

人

1

隆

服

3

A

ル

士

1

1

同

樣

1

身

分

ナ

得

ル

猛

獸

1.

鬪

角

ス

ル

1

1

チ

命

七

ラ

2

公

獄

=

下

#

V

7

12

等

1

奴

隷

力

主

人

日

者 用 卽 チ ル 家 法 論 ナ 財 族 律 產 ス IJ 法 然 及 チ ル 復力 財 財 編 1 L 權、 產 產 入 丰 1. 法 ス 七 = 1 12 11 主 人 純 關 ル 自# 法 權 粹 ス チ 由= 法 適 1 1 n 品 當 權 1 家 利 别 ス 1 族 義 右 法 ス 1 務 運 1 故 1 外 中 テ チ = 扣 四 主 = ^ 除 財 法 家 種 產 族 類 1 3 法 大 4 1 = 品 關 ナ 三 12 IJ 别 餘 ス 12 分 1 ^ チ 12 别 學 財 法 3 律 產 3 7 テ 及 11 L 存 財 人 1 產 外 純 權 相 IE 僅 = 續 及

六十八

關

ス

法

應

小

1

四十六

下事解 夕放 ルハ 口公

(=) Censu (E) Testamento

隷 以 抑 左 ル 奴 上 三 ノニ チ T A 隸 = 1 シ 個 テ 1. 左 解 Ξ 個 チ コ 羅 放 + 二、二、 放 ス 1 1 = 1 (二)假(一) 盏 馬 解 記 者 歲 條 言スタメ 籍セン 定ジ 國 シ チ 載 1 以 件 ス 調シ 士 奴 欠 語 固 上 ル ス チ 隷 書 查 訴 有 ダ 7 12. 牙 具 = 奴 訟 民 法 備 チ チ ル 1. 1 11 身 所 慧 以 帳 事 上 11 = = ス 單 分 有 簿 於 上 テ 1 1 1 ル 單 及 主 所 ス テ 奴 チ = = 得 條 私 欠 1 記 有 K 謙 = ル 所 例 シ ラ 席 物 セ 人 = 1 4 有 上 3 1 及 羅 ス ス h 權 行 ナ 1 y 馬 L ル 12 解 1 E 1 或 ル 4 シ 1 = 1 束 放 士 E = 1. 1 台 二 縛 資 手 JF: 1 1-1 翻 ナ 格 續 爲 3 Y 老 我 IJ ラ チ ル = ル 33 解 得 依 ス チ -7 Ť

六十九

以

テ

解

放

1

事

4

放

ス

12

1

外

其

奴

叉

公

4

1

行

Ł

及

ル

=

止

V

12

羅

馬

法

四七

四六

1-

ナ

得

羅

馬 法

IJ

自

由

チ

得

4

ル

快

元

1

#

續

人

=

奴

隸

チ

解

放

ス

ル

3

M

チ

請

托

ス

12

T

1

=

3

テ

解

放

1

上

11

此

奴

隸

1

其

被

放

奴

隷

チ 潰

官

者

1

獲

權

人

1

為

ス 塲

合

チ

云

E

間

接

1

方

法

潰

言

チ

以

テ

白

曲

7

血

フ

12-

=

1

直

接

K

間

接

1.

1

方

法

T

11

直

接

1

k

及

12

=

當

IJ

テ

11

遺

言

者

1

全

1

解

放

1

權

ナ

掌

握

3

及

ル

解

放

1

塲

所

=

立

合

フ

諮

據

人

11

卽

4

儀

定

上

=

於

テ

國

民

チ

代

表

1

1

云

フ

1

3

. 25

116

4

A

平

器

No.

是

钳

4

潰 國 1 及 3 洪 言 家 記 12 律 チ 1 モ 以 干 1 1 爲 浩 = テ # 解 3

放

チ

焦

ス

=

15

元

1

國

會

=

於

テ

其

手

續

Y

ŧ

X

X

78

3

テ

國

會

11

其

解

放

立

法

L

1

裁

可

テ

與

^

3

3

1

4

ル

モ

1

ナ

1]

後

年

=

及

E

潰

言

解

放

ᇓ = 其 3 所 女 有 12 = 主 箇 1 專 7 解 意

チ

以

テ

12

唯

チ 受 7 12 モ 1 1

放 丰 ス 續 卽 于

决 行 潰 ス 言 ~ 記 半 入 私 訴 事

訟 1. 為 チ 行 大

7 =

1

力

ラ

ス

=

前

當

1 テ 故

11

皆

チ 執 行 ス 14 チ 要

シ

以 力 1 如 新 テ 法 シ -笛 チ 制 1 定 私

3 1 雖 獪 水

器 及 12 E

-51

方 1. 法 1 相

四八

四九

シ

後

I

百

+

六

年

3

2

ス

7

>

及

1

>

帝

1

チ

認

許

3

H.

9

此

方

法

1

己

=

入

3

7

實

行

3

4

12

七

七

ij

續

1

宗

敎

識

會

參

集

七

3

僧

IE

1

面

前

=

於

テ

爲

ス

t

羅

馬

法

次 15 9 戶 籍 簿 = 記 入 ス 12 コ 1 = 依 y テ 奴 謙 E チ 解 放 A 大 ル 1 KA + 2 11 ex 調

家 = 鰛 チ 代 3 表 4. ス ル n 七 1 モノ 9 3 ŀ ス テ 耶 羅 蘇 馬 紀 洪 元 學 以 者 來 T 此 ル 方 E. 洪 T チ > 用 1 言 E = 4 依 ル T 12 1 =

1 謂 フ

儘

力

=

Ξ

回

=

過

丰

ス

紀

元

後

七

+

74

年

=

於

テ

3

4

ル

t

1

チ

最

終

1

者

F

M

3

廢

絡

ス

尤

其

以

來

=

百

04

+

九

年

テ

3

+

ス

帝

1

治

世

=

倘

水

回

1.

調

查

7

9

3

敖

SIL

家

戈

升

从

4

卽

4

或

記 入 = 依 AA ij 二 奴 隸 チ 3 解 放 TEN. ス 4

之 ナ 宗 殺 上 1 解 洪 1 稱 12 1 3 那 方 蘇 洪 宗 1 廢 絕 = 皈 大 10 + 1 1 新 法 チ

殺 勅 1 令 進 11 步 7 1 1 宗 著 敎 3 + L 効 1 解 果 放 ナ 9 1 紀 創 方

元

定

法

7 1 = ナ 3 1) テ 1 云 , ~ y 記 錄 其 手 チ

七十一

四九

四八

R

查

官

1

夙

踐 意 關 ス 權 法と 假 依 文 備 t ル 官儿 設 111 盡 利 IJ 水 字 ス チ 七 フ 寓 1 チ ナ 此 1 12 3 1 チ ル 訴 訴 棍 主 IJ 記 E 七 神 y ナ ナ 棒 イタリ 訟 張 凡 訟 聖 載 1 IJ 要 * ナ 1 ナ ス y = 1 1 3 3 丰 槍 及 攀 依 ル 12 12 4 3 크 而 鋒 スノ ル 世 寺 ナ IJ = 1 3 ル 以 當 院 3 t = 權 テ 此 ナ 33 テ ノナ 擬 テ 1 奴 臣 見 IJ 1 方 + 此 奴 其 訴 識 ス 面 民 法 4 3 y 方 嶽 ル 棍 訟 チ 前 IJ ナ + 1 法 今 棒 後 解 T 解 = = 12 ス 自 1 放 於 於 チ チ 放 僧 世 水 日 以 由 以 リリク 昔 1 = テ ス テ IE 封 テ 訴 = 2 テ ジ 建 12 13 2 L 奴 爭 訟 關 テ 双 時 1 3 ナ 4 識 其 訟 H ス 方 丰 代 = 15 1 1 ス」神 意 於 チ 1 12 1 1 1 2 1 = 解 テ 訴 4 目 爭 國 及 ス、ア ダ + 放 訟 的 訟 家 聖 T ス 12 フ 2 物 所 者 ス 亦 E ナ 府 チ ル ナ 7 ル 此 品 代 解 亦 有 15 1 テ 12 奇 權 放 引 = -= 1 表 1 + 寺 悭 觸 1 筒 棍 者 4 字 院 續 ナ ス 或 ナ 1 有 棒 ス 架 ス 丰 1 12 1 費 1 門 實 1 七 ル チ ル 头 モ ル 實 手 世 y 持 者 參 加 1 扉 行 チ 際 續 法 權 讚 護 ナ F 3 1 2 =

其

牙

1

ナ

景

1

b

執ブ

y

F

及

其

ナ

ル

7

1

ナ

宣

告

ス

ル

モ

1

ナ

IJ

抑

此

手

續

4

ル

執

法

官

1

常

職

=

r

ラ

ス

3

述

チ

以

テ

請

求

者

1

IE

理

ナ

ル

=

1

チ

告

白

ス

於

是

力

執

法

官

13

奴

隸

11

自

由

陳

テ

隨

意

1-

職

權

=

屬

大

ル

T

1

ナ

ル

ナ

以

テ

必

3

七

其

役

所

1

高

壇

=

坐

ス

ル

チ

要

七

ス

平

地

=

在

y

テ

之

チ

取

捌

1

E

可

ナ

1

故

=

此

訴

訟

=

就

ラ

11

執

法

羅馬

法

訴 左 慧 由 1 7 是 1 訟 争 讓 IJ IJ 1 力 ナ 訟 渡 此 デ 3 = 握 奴 於 後 其 隷 抱 1 = 1 者 4 Ħ 止 權 -3 1 * 1 且 利 的 種 ル 所 方 執 物 有 ナ 1 チ ッ 法 同 法 棍 主 ダ IJ 主 樣 官 棒 張 1 ル 1 11 之 1 1 自 t チ ス チ 手 テイ 面 以 以 扨 シ ラ 前 續 此 之 テ テ 4 丰 之 2 = 此 假 ナ ル 設 ジ 於 ナ 訴 握 = 七 践 デ 訟 抱 觸 工 1 1 IE 訴 12 4 1 1 3 V 對 セッ 肅 其 訟 4 ス 7 自 辯 手 1 = 1 ル 3 T E 奴 護 人 詳 手 由 流 船 1 IJ 外 テ 1 人 稱 身 1 放 ナ 3 ル 1 自 雖 述 其 3 于 及 チ 權 叉 뫯 得 由 ^ ル -利 時 許 方 チ ス 2 3 許 故 又 h = チ 1 1 與 奴 返 3 手 チ = 15 テ 辨 識 納 主 ス 明 ナ 單 以 護 言 張 11 ス 12 假 テ 人 = 11 = 1 ス

設

所

七十三

五

其

1

五〇

於

奴

=

合衆國領事裁判訴訟法

レ(-) > 商 子 テ 1 官 奴 制 1 1 12 業 隷 相 淦 補 限 女 1 チ " 1 11 當 得 1 年 助 L 11 丰 面 ス ル チ 代 解 役 1 齡 定 =1 前 12 # ス ス 要 理 放 但 理 如 1 1 1 x 1 T 人 又 A 曲 前 = 即 + 如 3 1 七 1 假 + ナ = 何 17 ラ 7 11 1 = 使 父 設 云 解 於 歳 法 1 + L = t フ 用 放 1 例 關 テ 以 解 1 庭 ス 私 解 訴 放 F 人 ^ ナ t 2 生 認 12 放 1 1 11 ス 1 3 12 其 左 子 國 + 7 1 奴 = チ チ 中 1 男 奴 依 以 1 士 要 隸 チ 4 叉 管 隸 女 IJ 行 テ 4 ス 18 稱 17 解 薄 及 力 ル 解 プ 往 12 ス 解 解 放 放 人 12 身 相 = A 12 放 當 放 分 チ 法 1 遠 4 二 = 人 7 1 人 1 爲 由 馬 律 12 チ 力 7 叉 1. 得 理 1 3 IJ 1 チ 變 其 1 私 羅 1 曲 4 為 奴 12 A 旗 奴 其 叉 生 隷 + 馬 T. ル 3 謙 奴 塲 1 先 國 浴 1 解 1 隷 ナ 解 子 合 士 17 放 壤 K 自 ×, 放 15 4 證 七 3 7 义 = 4 己 額 解 1 IJ 明 於 關 12 ル 15 1 放 力 TO 3 テ 身 劇 7 3 子 其 人 其 1. 3 好 1 分 塲 躍 坐 1 奴 1 叉 執 年 テ ル チ = 爲 隷 養 法 X 解 亭 齡 赴 1 =

七十四

其

#

チ

於

官

7

1

北

1

其

放

E

洪

官 1 補 助 役 1 會 同 11 羅 馬 = 於 テ 1 无 名 1 元 老 議 官

1 羅 馬 + 族 无 名 ナ 以 テ 組 織 ス 地 方 = 於 テ 1 羅 馬 國 士 並 及 =

1 1 廷 ス 羅 馬 --於 デ 1 會 同 11 該 事 務 取 扳 1 爲 x

判

役

=

+

名

日

1) -

成

立

4

其

裁

判

開

廷

日

1

最

終

1

日

=

於

テ

此

解

放

事

務

チ

12

外

或

裁

能

婚

年

齡

取

扱

フ

T

12

日

==

於

テ

開

ス

以

上

執

洪

=

特

-1

定

x

ダ

放 ス 12 ス ル 丰 --書 1 其 面 奴 チ 識 以 11 テ 唯 3 ラ 叉 " ナ 證 1 A ジ 1 面 前 -於

=

+

歳

以

下

1

奴

些

ナ

解

3

其

他

經

應

1

塲

-

於

テ

1

= 3 ス 於 此 禁 I. テ r 苦 チ 役 犯 L ア、 = ス 七 使 1 用 丰 > 3 七 11 其 T ラ 法 身 V 且 1 体 定 ツ 並

後

=

4

來

解

放

七

7

12

1

=

1

チ

得

ス

是

V

V

y

12

所

+

IJ

同

洪

17

*

1

ガ

ス

及

ス

帝

1

世

=

出

ツ

耶

蘇

紀

元

後

第

四

年

1

點

馬

法

財

產

チ

賣

却

3

奴

慧

1

羅

馬

日

ij

百

里

外

IJ

百

里

以

內

=

居

住

ス

12

二

1

ナ

禁

3

若

1.

云

フ

資

格

チ

得

國

士

1.

爲

12

=

1

チ

得

ス

此

奴

慧

11

羅

馬

市

中

並

7

羅

馬

3

手

工

=

T

ナ

1

七十五

四九

四八

デ

ラ 刨 婚 士 刨 生 11 分 1 然 チ 羅 1 亍 ス チ 姒 有 手. 1. 手 12 = 馬 家 チ セ テ 同 解 國 2 12 15 = 人 洪 親 長 爲 1 サ __. 放 ナ 那 蘇 族 1 國 1 E L 1 元見 1 ス チ 1 權 , 法 紀 同 t 受 1 1 1 シ 權 關 _ 長 1 4 穪 元 所 視 F ラ 儀 係 子 L 復 後 有 七 7 商 チ ス 相 第 權 左 賣 婚 羅 權 ラ 1 12 11 固 續 7 權 姻 馬 3 法 + 1 チ L 日 權 勿 以 權 律 九 保 7 民 及 チ y 等 論 テ 得 年 權 チ Ŧ-12 12 之 出 叉 復 1 ナ 婚 1 奴 4 12 チ ナ _ 北 1 權 諸 1) 姻 3 國 商 1. 有 大 權 故 チ 賣 1 法 1 定 班 ~ ス 取 y 上 = × 權 所 = 11 11 チ 前 之 羅 結 謂 前 IJ 有 + = 1. 馬 法 テ 陳 チ 故 云 ス フ ス ラ 王 物 國 1 1 有 フ デ 二 = 12 背 品 如 七 法 1. 復 今 2 1 I 代、レ 地 1. 酷 日 權 復 7 1) チ チ 獲 商 然 IJ 得 人 權 方 ナ ナ 得 賣 生 サ 1 允 1 L 1 ル " 權 婚 自 羅 所 ス # 1. V 丰 3 其 1 姻 由 馬 チ チ 七 ル 12 ス 家 寬 30 自 權 羅 殖 他 有 士 人 自 裕 然 族 馬 民 契 ナ ス 11 1 然 約 上 1 婚 民 地 = 丰 1 ル 關 上 姻 權 1 セ チ 力 目 = = 係 由 權 國 1) 結 y 1 チ P 上

五

1

3

1

-

T

ナ

スノノ

子

1

父

1

死

3

外

12

為

×

=

悉

7

其

財

產

チ

主

人

=

奪

E

ル

人

自

身

=

關

ス

12

T

1

=

3

テ

其

子

孫

=

及

1

サ

V

11

ナ

1)

左

L

ハ

ラ

デ

ナ

如 權 デ 1 合 テ 叉 相 1 E 斯 奴 人 其 自 1 1 續 相 訴 斯 隷 復 1 如 財 ラ 人 續 訟 17 權 其 1 3 產 遺 1. = チ 1 人 地 牛 言 3 付 1 3 起 如 存 位 11 中 其 チ テ テ ス 7 其 中 以 = 主 ス 七 等 " 叉 陷 千 -人 11 テ 义 該 1 危 身 自 1 自 ル =: 權 11 復 殆 由 = 子 7 所 근 遺 權 7 ナ 關 1 ナ 有 囑 2 1 1 12 ラ ナ 帝 シ L 財 受 = 1 1 ス テ IJ 1 飯 產 11 贈 樓 羅 何 11 1. 此 七 ス ナ 人 利 馬 甚 事 1. 讓 -12 1. 國 11 危 ナ 渡 牙 = = シ 最 士 殆 付 E ス L 1. テ 于 = 1 其 11 丰 宛 二 制 異 モ 此 F 性 左 1 財 E 限 ナ 不 1 命 1 奴 產 t 七 12 便 ナ 如 得 隷 チ ナ ラ 二 11 失 丰 讓 V 1 ス 1 V 獨 言 1 有 左 受 フ 4 ナ 1) 士 + チ セ L 7 3 ル 復 其 爲 頃 11 然 ル ル 七 權 子 有点 七 刻 其 二 1 2 孫 限り 也 IJ 死 1. = ナ 1 財公 = ラ 日 後 3 チ 1) 七 至 1 得 L テ 7 11 故 遺 1 再 復 塲 牙 總 言 ス -

七十七

五〇

取 ダ 太 距 抑 3 七 ラ 1 10 V 利 12 ラ 丰 ラ + 3 ス 3 4 11 資 遙 亍 其 V 3 T 全 1) -9 12 ン人 財 赤 力 テ 格 國 テ 2 七 P 以 產 貧 ما ガ 1 ナ 11 11 ラ 11 後 前 1. 個 -0 イノ ラ = 大 皆 陷 落 稱 1 シ 世 体 7 3 自 元 復 資 ン人 = = 3 1) 大 ル 毫 權 己 羅 1. 及 羅 ル 格 シ 人 雖 A F E 馬 馬 デ -3 チ 屬 ラ デ 國 法 個 1 得 12 -E 資 ___ 資 テ 士 於 律 1 1 1 及 毫 宁 上 資 格 H 格 只 及 2 ル 其 人 1 格 七 惠 社 チ チ 復 ル 以 C 赤 資 1 種 與 會 文 1 權 父 智 戰 字 早 テ 格 = 1 A ス 中 世 1 關 チ 金 4 17 力 110 3 主 係 廢 テ 授 1 三 羅 12 = = 立 人 稱 此 1) 馬 7 T 地 4 = 自 1 1 方 ス 止 = " 國 12 ラ 干 ラ 全 L ル 1) 歸 七 士 = 1 勉 涉 國 T 都 爭 實 3 1 及 及 强 ラ 府 IJ 鬭 際 ガ ナ チ = ル 資 # 1 IJ 受 > 與 里 左 1 ス 7 テ 例 後 T 格 鄉 ^ L ル 酱 間 人 12 A ^ ス チ = 1 積 之 種 1 七 得 9 T ル 11 騎 テ + 1 チ ブ チ 1 如 ル 為 代 存 附 方 丰 7 2 7 == 人 伊 在 T 法 與 チ ス ス コ

五二

五三

羅

女

ル

T

1

1

ス

5

1

此

ラ

テ

ン人

並

=

其

妻

及

其

子

11

本

條

令

3

其

證

明

チ

受

4

4

ル

執

法

官

該

陳

述

1

信

實

ナ

ル

=

1.

チ

宣

告

3

7

11

ŀ

丰

如

>

國 婦 = 士 人 + ダ チ 歲 ル 妻 以 婦 1. 下 女 爲 1 チ 3 奴 妻 其 慧 1 際 = シ 能 > 叉 婚 デ 11 年 解 ラ 齡 放 テ 以 == ン殖 上 由 リラ 1 民 羅 人 馬 テ 若 國 > クハ 士 人 及 1. 自 ル 爲 己 七 ij 1. 名 A 同 = ル 貧 1] t 格 小 , 力 1 羅 復 ラ 馬 權 #

時 姻 12 羅 立 1 合 際 馬 === 人 本 於 = 條 テ 依 令 ハブ 1) 1 テ 規 承 ı 定 認 1 チ 1. 七 遵 ラ ルニ 奉 V 3 申 及 其 出 ル 設 テ E 4 地 1 4 子 方 ル 11 チ 於 設 歲 テ 4 = 其 1 達 奉 子 > _ 行 女 歲 == 12 申 = 7 出 達 F テ シ チ 此 5 證 婚 ル

ニ由リ羅馬國士タル身分テ得

St.

五三

五二

12

妻 信 婦 第 羅 歲 若 資 前 1 3 羅 錯 -馬 シーラ 人 テ = 格 文 3 馬 誤 此 國 達 テ 婚 チ -= 國 得 婚 士 テ 婚 T 姻 條 3 於 士 IJ 姻 姻 3 例 ダ テ 1 ン人 ル 7 4 身 七 復 3 シ 3 チ ル 塲 實 此 12 權 ダ 遵 分 1 ル 1 身 條 合 奉 ナ + ナ 人 1 12 = 分 實 其 塲 叉 得 ラ 七 分 ル 1 7 母 テ 合 = 子 1 > = 11 ^ 之 叉 羅 外 依 1. ル > 1 3 七 七 婦 馬 國 欲 チ 1) ナ 本 1 羅 國 證 證 注 1 條 人 人 シ 意 ナ 及 馬 士 明 明 例 及 ラ テン ス IJ 國 力 IJ ス ル チ = 士 自 爲 1 依 ^ 3 3 12 塲 力 ララ 塲 人 シ 丰 ス IJ I 或 前 云 合 合 力 1 11 該 テ 叉 此 婦 或 死 X チ 子 等 得 去 1 ン人 婦 1 ハ 然 1 ナ ラ 人 3 1 述 生 塲 同 ナ 及 テ チラ 12 來 1) 合 7 > 5 1 ル 婦 1 羅 テ 1 # 1 ル --羅 誤 於 馬 人 丰 力 ン人 11 馬 信 母 テ 國 力 ラ 11 其 右 子 國 テ 士 ナ シ 1 士 錯 ン人 ナ 1. 1 其 1 ラ 誤 テ A 子 滿 1) 同 1.

五五

證

明

ス

12

1

丰

1

ラ

テ

ン人

叉

ラ

テ

ン婦

人

及

其

子

11

羅

馬

人

1

特

權

チ

得

チ

1

2

信

樣

羅馬法

八十一

陸

文

ル

吉

服

者 利 役 第 羅 第 フ 4 格 第 = 并 依 法 馬 五 四 = = ル チ 再(言) 律 六 後 國 = 12 テ ラ 外 國 年 士 更 度 チ デ = 摘 國 士 間 1= 外 1 = 2 解ショ 人 國 權 羅 公 示 ナ 殖 放 1 馬 4 人 チ 民 12 公公 得 軍 プ 及 1 卽 地 V 性 隊 4 千 口 ル 11 12 = 質 海 テ ヂ 1 私 於 = = 員 + 服 解 1 ス 3 テ 日 及 分 役 法 或(一) 放 1 = 1 官ストル 定 30 性 ナ ス 定 3 2 質 テ 帝 IJ 職 1 12 = 1 教 戰 第 依 1 1. 二 11 ナ 定 ナ 時 = 假 解 1. IJ 泰 信 世 x 元 解 設 放 = ス 奉 第 老 際 4 訴 放 定 ル 院 + 1). ス 3 訟 チ = ラ 百 12 -Ξ 爱 1 爲 依 テ 者 年 法 年 籍 IJ = ス 人 間 1 讀 分 簿 1 ラ 3 英 布 者 チ 登 テ 丰 11 テ 國 怒 發 告 羅 記 1 2 人 亞 船 第 照 其 馬 3 叉 米 = 1 デ ラ 國 = 1 1 利 乘 章 爲 三 遺 資 士 テ 加 組 年 囑 格 1 * 4 2 大 1 牙 洪 英 1 ナ チ 12

五五五

云

得

11

資

英

奴 第 第 格 第 第 第 吉 2 = 1 談 九 八 輸 + 七 六 英 チ 1 利 信 チ 奴 勅 三 羅 得 入 羅 -國 國 所 隷 人 馬 萬 許 者 馬 民 殖 ル ス 有 能 1 1 1 = 1 民 モ = ル ス 市 所 兒 シ 於 1 チ ナ 地 コ ル 有 供 民 # テ P テ 1 ル = 主 主 Ξ 之 1 家 チ 於 = 12 人 舉 給 年 -1 屋 宁 1 = 11 與 點 間 容 必 類 n 陸 チ 必 鯨 積 建 軍 ス ス 3 ル チ ス 獵 設 除 及 T H 3 # 12 悉 爲 + 人 1 = 12 12 ス 七 11 英 傭 英 船 悉 7 ル 4 解 車 吉 吉 役 チ 7 = ル 放 塲 利 搆 資 解 利 七 1. ナ 放 及 國 1 造 格 ラ 爲 燒 民 法 ス 1 V = ス 屋 律 權 1 琴 12 テ 1 -チ ナ 25 12 = 7 權 搆 者 外 年 ル 1 ル 利 及 造 國 是 間 -11 T 公 六 人 服 大 L y IJ ナ 職 年 12 4 務 ラ 1 IJ チ 間 コ ル 3 ス 思 奉 穀 7 1 4 惟 物 ス H 12 ス テ チ 者 ル 1 羅 ス 1

力

五七

資

及

馬

奴

識

=

國

士

4

12

權

チ

賦

與

ス

ル

=

非

ス

3

テ

單

=

2

1.

欲

ス

ル

時

1

雖

+

歲

以

下

1

所

有

主

11

證

人

1

前

=

於

产

相

當

1

理

潰

物

チ

贈

遺

ス

ル

1

權

T

IJ

1

雖

二

+

歲

=

達

ス

ル

=

自

由

チ

與

フ

12

7

1.

チ

得

#

ル

ナ

IJ

以

上

1

法

律

=

據

1

=

+

ス

ル

1

丰

1

理

由

T

ル

3

1.

是

L

ナ

1)

所

有

主

1

父

母

同

育

兄

放

ナ

行

フ

7

ŀ

チ

得

而

3

デ

相

當

1

理

由

1

1

解

放

t

>

1

ス

ル

所

1

奴

\\

力

慧

チ

解

放

1

前

=

テ

相

當

1

理

由

チ

陳

述

3

及

12

上

假

設

7

訴

訟

=

據

1)

デ

1

3

解

ラ T 4 ス 17 所 7 有 主 t 其 2 3 债 + + 法 チ 欺 = 於 力 テ > 之 爲 チ 7 禁 解 シ 放 女 チ 試 1) 4 12 = 1 11 前 顯 1 V y 丰 ス

叉 補

助 役 同 法 = 依 12 = + 歳 以 F 1 所 有 # 其 奴 盐 チ 解 放 ス 12 11 1 唯 裁 判

弟 及 12 3 1. 及 E 前 述 1 7 + 歳 以 下 1 奴

74 歲 以 H 1 人 1 遺 言 チ 爲 3 以 テ 相 續 人 ナ 定

*

ラ V テ デ ン人 11 遺 言 牙 11 チ 資 以 格 デ 奴 チ 與 識

八十三

五七

五六

八十四

言 所 皇 得 由 丰 L 前 3 チ 1 廢 廢 帝 = == 12 ス ツ 及 數 T 依 依 其 奴 3 絕 條 フ 丰 ル 12 1] 新 人 識 ス + ラ = L = コ 工 奴 歸 法 1 1 1) E 1) テ 1 記 ŀ 識 復 第 數 1 3 ナ 戴 チ P 2 人 第 權 以 裁 -1] = チ 力 ス 自 判 制 -人 テ チ 1 T ル = 作 等 由 有 助 品 限 1 者 -七 最 効 役 别 1 1 チ P ル 3 2 法 復 典 方 下 力 = 3 1 ダ 從? 權 等 法 遺 示 7 フ 1 12 チ 屬 法 廿 人 言 發 1 力 チ 12 P 人立 以 卽 種 1 ヂ 3 1 チ ス 及之,ア テ 權 爲 後 千 類 1 數 n 直 卽 書 目 簡 四 ラ 3 ~ チ 1 ス 年 7 チ チ 許 得 力 = チ 1 主 ナー デ 與 言 奴 卽 3 = ル = 羅 1) 者 岩樓 千 フ P チ 3 ス 耶 馬 11 千 及 卽 所 2 チ 蘇 3 國 ナ 皇 有 3 1) チ ル 士 叉 + 紀 4 F 12 帝 ス 元 チ 1) 日 14 力 12 ス 1 之 後 作 帝 歳 12 ·丰" 所 1 法 以 有 第 T 12 1 チ 12 律 法 上 八 1 廢 主 4 又 方 It. 力 年 チ ス 令 1 千 以 者 解 法 --3 = 11 = デ 八 言 放 ŀ 11 T 4 2 之 > 遺 + フ 2

五八

1]

3

17

五九

羅馬法/渡邊安積(講義);山口正毅(編輯)

(英吉利法律講義録(1886(明治19)年度 第1年級))

85 ページ以降の講義録 (14 号あるいは 20 号) は非所蔵